

平成 14 年度

豊島区包括外部監査報告書

監査の結果及び
これに添えて提出する意見

「保育所事業に関する財務事務の執行について」

目次

第 1 章 包括外部監査の概要	1
1. 監査の事件名	1
2. 包括外部監査の対象部署及び対象期間	1
3. 包括外部監査の実施期間.....	2
4. 包括外部監査人及び補助者.....	2
5. 利害関係	2
6. 包括外部監査の着眼点.....	3
7. 実施した包括外部監査手続の概要.....	4
第 2 章 豊島区の保育所事業の概要	5
1. 豊島区の保育所	5
2. 豊島区人口の推移と保育所関連費との関係	8
3. 0 歳から 4 歳児までの人口、保育所数及び保育所定員数	11
4. 保育所数の推移	13
5. 私立保育所園児一人当たり区の保育関係単独助成額(予算)	15
6. 区立保育所と私立保育所の財政負担比較	16
7. 区立保育所と私立保育所の職員一人当たりの人件費及び年齢構成 ..	17
第 3 章 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見	18
1. 人件費	18
(1) 給料及び手当	18
(2) 時間外勤務手当	19
(3) 施設面積と児童定員数の関係	21
(4) 職員数と児童定員数の関係.....	25
(5) 看護師、調理員及び用務員の配置	30

2 . 経費	31
(1) 私立保育所からの扶助費申請の適正性のチェック	31
(2) 契約事務	32
(3) 公有財産、物品の管理	36
(4) 定期検査報告書	38
(5) 区立保育所の老朽化	40
(6) 公共施設の緊急検査	43
(7) 区立保育所施設の修繕計画	45
3 . 保育料	50
(1) 保育所別コスト計算 (試算)	50
(2) 入園児童の入園基準への合规性	54
(3) 保育料の調定	55
(4) 滞納保育料の徴収手続	58
(5) 延長保育	60
(6) 定員数の確保	63
4 . 保育所事業の今後の課題	68
(1) 豊島区の保育所事業の今後の展開	68
(2) 民間による (認可) 保育所事業の推進	70
(3) 認可外保育所の活用	71
(4) 公立保育所の分園の設置 (学校空き教室の利用)	73
(5) 家庭福祉員 の利用	74
(6) 保育所施設と他の公共施設との併設	75
(7) ベビーホテル等への対応	77
(8) まとめ	78
5 . 監査の結果の総括	78

報告書中の資料は特段の断りがない限り、
区提供によるものである。また、報告書中の
数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合
計とが必ずしも一致しない場合がある。

第 1 章 包括外部監査の概要

1. 監査の事件名

(選定した事件名)

保育所事業に関する財務事務の執行について

(選定理由)

少子高齢化の流れの中で、豊島区の保育所関係費はすでに区の支出の重要な部分を占めるとともに、さらに、保育所の運営費は近年増加してきており、老朽化した施設の建替費用が将来多額となることが予想されている。そのため、現状のまま保育所の運営を行った場合、保育所事業が区の財政に大きな負担を与えると懸念されている。

一方、待機児童の一部集中化による受入施設の不均衡という問題もあり、国の規制緩和政策及び東京都の認証保育所制度の創設等により、民間事業者の参入が可能となっているため、民間との協力及び役割分担が今後求められると考えられる。

以上より、保育所事業に関する財務事務の執行が、関係諸法規にしたがって経済的・効率的及び有効的に行われているかを検証することが有意義であると考え事件として選定した。

2. 包括外部監査の対象部署及び対象期間

(1) 対象部署

豊島区 子ども家庭部 子育て支援課及び保育園課

(2) 対象期間

原則として平成 13 年度、ただし必要に応じて他の年度についても対象としている。

3. 包括外部監査の実施期間

平成 14 年 8 月 26 日から平成 15 年 1 月 24 日まで

4. 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人 原島 正之

補助者 経塚 義也
三矢 麻理子
石原 寛一
藤本 直孝
山田 麻祐子

5. 利害関係

包括外部監査人及び同補助者は、監査対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規程により記載すべき利害関係はない。

6 . 包括外部監査の着眼点

保育所事業に関する財務事務の執行が、関係諸法規にしたがって経済的・効率的及び有効的に行われているかを検証するために、以下の着眼点に基づき監査を行なった。

(1) 人件費

給料及び手当の内容及び支給金額は給与に関する条例に合規しているか。

超過勤務手当の支給方法は、規定に合規しているか。

施設面積と児童定員数の関係は、規定に合規しているか。

職員数と児童定員数の関係は規程に合規しているか。

看護師、調理員及び用務員の配置人数は都の基準に合規しているか。

(2) 経費

私立保育所からの扶助費の申請は適正に管理されているか。

契約締結事務は規程に合規して行われているか。

公有財産の管理が関係諸法令にしたがって経済的・効率的及び有効的に行われているか。

保育所施設の定期検査は規程に合規して行われているか。

区立保育所の築年数はどのようになっているか。

平成 13 年及び 14 年度に行われた公共施設の緊急検査の結果はどのようなであったか。

区立保育所施設の修繕計画は計画どおりに遂行されたか。

(3) 保育料

区立保育所と私立保育所の保育所別のコスト状況はどのようになっているか。

入園児童は入園基準に合規しているか。

保育料の調定は区の基準に合規しているか。また、保育料は受益内容に比べて妥当か。

滞納保育料の徴収手続は適切に行われているか。

延長保育の利用率は区立保育所と私立保育所でどのように異なるか。

定員数はどの程度確保されているか。

7.実施した包括外部監査手続の概要

関係法令・条例・規則等の規程の閲覧、担当者への質問、保育所の視察、財務情報の分析等を行った。

なお監査手続は原則として試査(サンプリング)により行った。

以下、第2章で豊島区における保育所事業の概要を把握し、第3章で豊島区における保育所事業の人員費、経費及び保育料などを個別に検討することにより保育所事業が関係法令に従って経済的・効率的及び有効的に行われているかを検証する。そして、最後に財政負担軽減のための諸施策及び豊島区における保育所事業の今後のあり方について考察する。



(平成14年8月 区立長崎保育園)

第2章 豊島区の保育所事業の概要

1. 豊島区の保育所

豊島区における保育所施設の概要は以下のとおりである。

保育所の分類		施設数	定員数	所轄	豊島区の財政上の関わり
認可	区立保育所	28 園	2,704 名	豊島区	直営
	私立保育所	6 園	440 名	豊島区	補助金交付
認可外	認証保育所等	4 園	88 名	東京都	補助金交付
	ベビーホテル等	9 園	不明	東京都	-

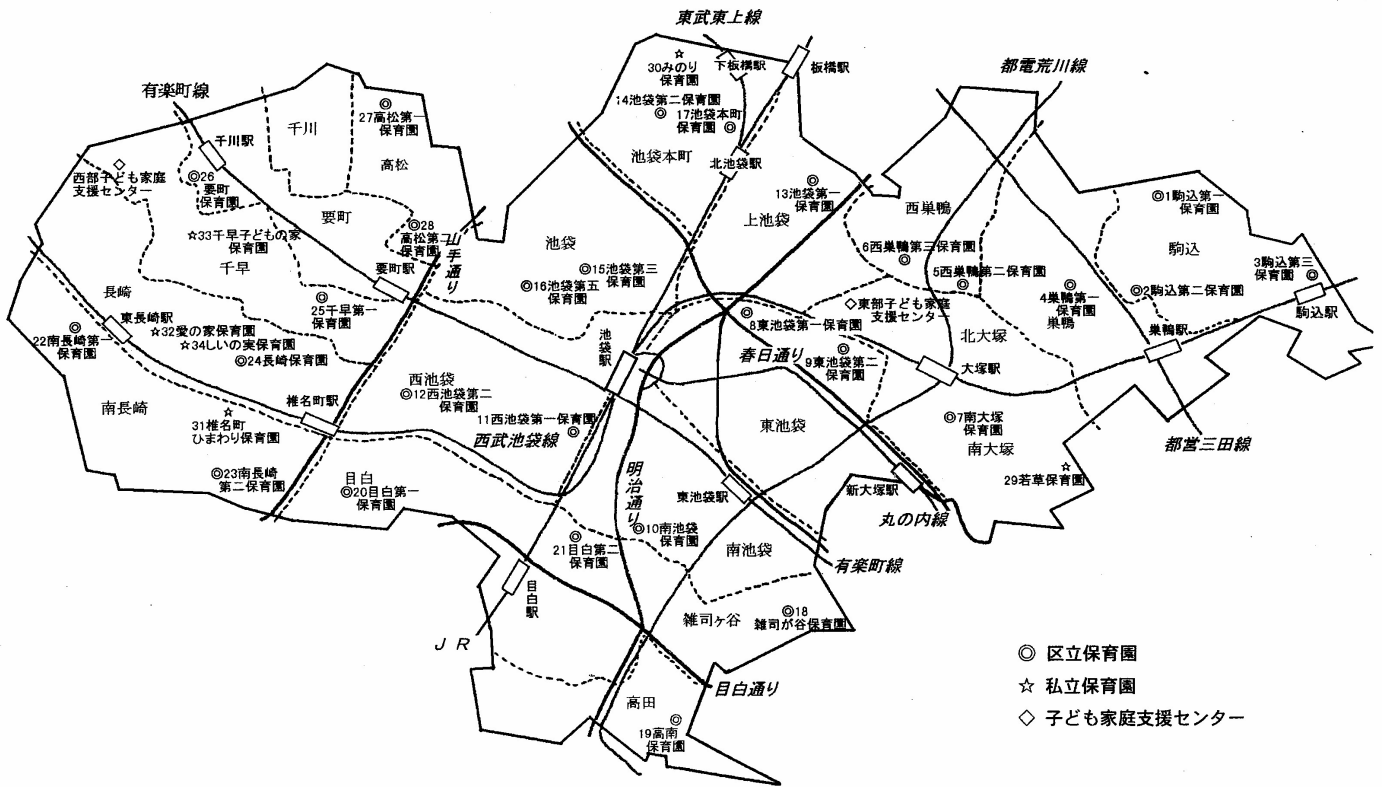
- 1 認証保育所等には、認証保育所 1 カ所(A 型)の他に保育室 3 カ所も含んでいる。
- 2 ベビーホテル等には、ベビーホテル 4 カ所と事業所内保育所 5 カ所を含んでいる。

今回、外部監査の対象としているのは所轄及び財政上の関わりから認可保育所としており、以下、本報告において「保育所」という場合には、この認可保育所を指している。

また、豊島区の区立保育所と私立保育所の詳細は、以下のとおりである。(平成14年度)

No	区立保育所名	所在地	定員数
1	駒込第一	豊島区駒込 7 丁目	91 名
2	駒込第二	豊島区駒込 5 丁目	104 名
3	駒込第三	豊島区駒込 2 丁目	104 名
4	巣鴨第一	豊島区巣鴨 3 丁目	70 名
5	西巣鴨第二	豊島区西巣鴨 1 丁目	105 名
6	西巣鴨第三	豊島区西巣鴨 1 丁目	109 名
7	南大塚	豊島区南大塚 2 丁目	106 名
8	東池袋第一	豊島区東池袋 2 丁目	91 名
9	東池袋第二	豊島区東池袋 2 丁目	100 名
10	南池袋	豊島区南池袋 3 丁目	92 名
11	西池袋第一	豊島区西池袋 2 丁目	95 名
12	西池袋第二	豊島区西池袋 4 丁目	92 名
13	池袋第一	豊島区上池袋 3 丁目	92 名
14	池袋第二	豊島区池袋本町 3 丁目	105 名
15	池袋第三	豊島区池袋 3 丁目	95 名
16	池袋第五	豊島区池袋 3 丁目	103 名
17	池袋本町	豊島区池袋本町 4 丁目	98 名
18	雑司が谷	豊島区雑司が谷 1 丁目	94 名
19	高南	豊島区高田 1 丁目	97 名
20	目白第一	豊島区目白 5 丁目	99 名
21	目白第二	豊島区目白 2 丁目	97 名
22	南長崎第一	豊島区南長崎 5 丁目	103 名
23	南長崎第二	豊島区南長崎 2 丁目	94 名
24	長崎	豊島区長崎 3 丁目	96 名
25	千早第一	豊島区千早 1 丁目	101 名
26	要町	豊島区要町 3 丁目	104 名
27	高松第一	豊島区高松 3 丁目	72 名
28	高松第二	豊島区高松 1 丁目	95 名
区立保育所合計			2,704 名

No	私立保育所名	所在地	定員数
29	若草	豊島区南大塚 1 丁目	160 名
30	みのり	豊島区池袋本町 3 丁目	60 名
31	椎名町ひまわり	豊島区南長崎 3 丁目	60 名
32	愛の家	豊島区長崎 4 丁目	70 名
33	千早子ども家	豊島区千早 3 丁目	60 名
34	しいの実	豊島区長崎 4 丁目	30 名
私立保育所合計			440 名

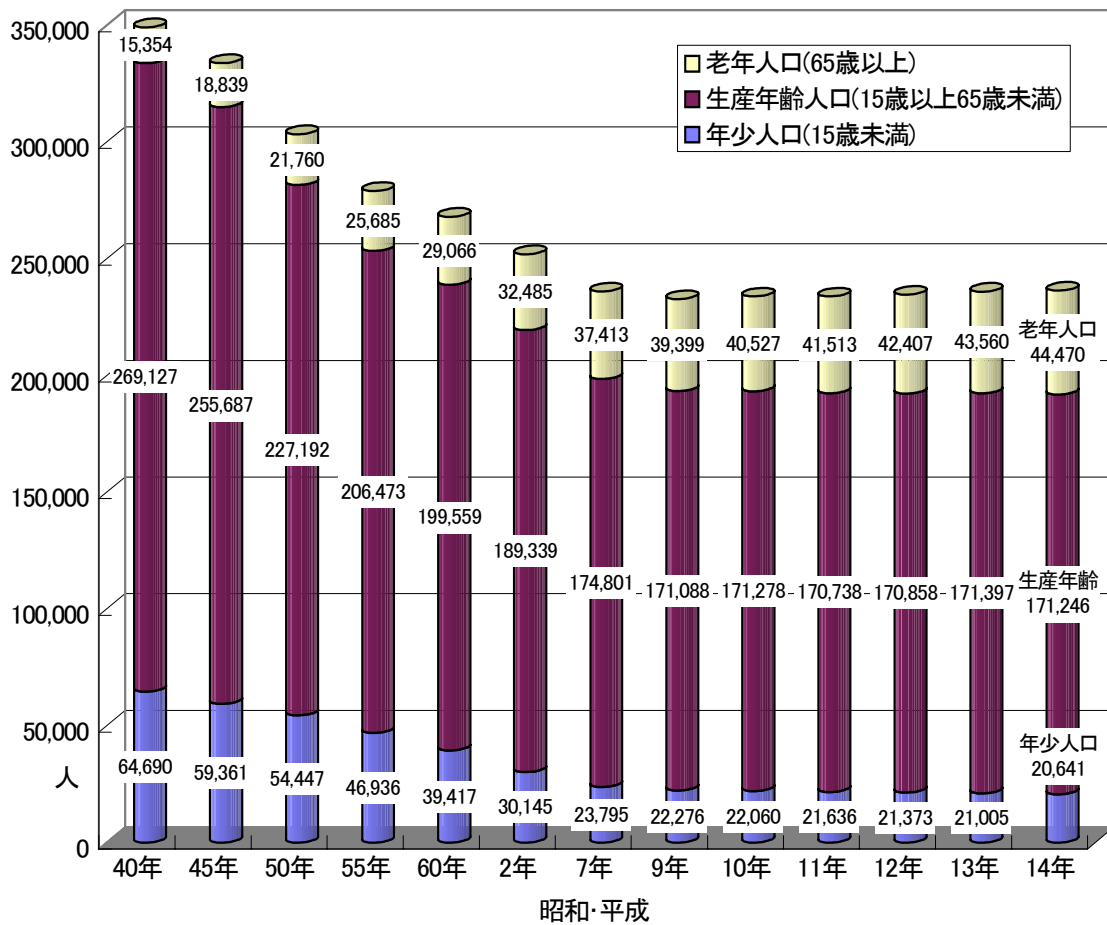


- ◎ 区立保育園
- ☆ 私立保育園
- ◇ 子ども家庭支援センター

2. 豊島区人口の推移と保育所関連費との関係

豊島区における昭和40年から平成14年までの年齢区別の人口の推移は以下のとおりである。

豊島区における年齢区別の人口推移



全国的な傾向と同様、豊島区においても少子高齢化が急速に進んでいることが覗える。

豊島区における年少人口(15歳未満)のうち、保育園児の対象となる0歳から5歳までの人口数、児童福祉費及びその一人当たりの金額の推移は以下のとおりである。

児童福祉費は歳入歳出決算書の数字であり、その内容は保育所、児童館及び学童クラブの運営費等である。

一方、豊島区の老年人口(65歳以上)数、高齢者福祉費及びその一人当たりの金額の推移は以下のとおりである。

高齢者福祉費は歳入歳出決算書の数字であり、その内容は特別養護老人ホーム整備費の助成及び事業費、高齢者福祉センターの運営経費、短期入所関係事業費である。

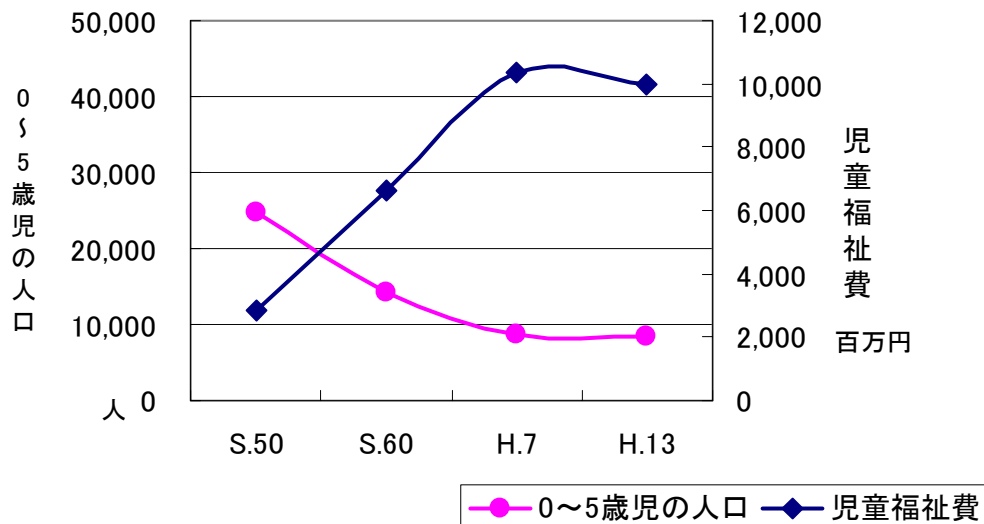
年代	昭和 50 年度	昭和 60 年度	平成 7 年度	平成 13 年度
0 歳 ~ 5 歳児の人口(A)	24,763 人	14,252 人	8,606 人	8,380 人
児童福祉費(B)	2,843 百万円	6,661 百万円	10,339 百万円	9,994 百万円
0 歳 ~ 5 歳児の人口一人当たり児童福祉費(B/A)	114 千円/人	467 千円/人	1,201 千円/人	1,192 千円/人

65 歳以上の人口(C)	21,760 人	29,066 人	37,413 人	43,560 人
高齢者福祉費(D)	984 百万円	2,559 百万円	7,477 百万円	7,471 百万円
65 歳以上の人口一人当たり高齢者福祉費(D/C)	45 千円/人	88 千円/人	199 千円/人	171 千円/人

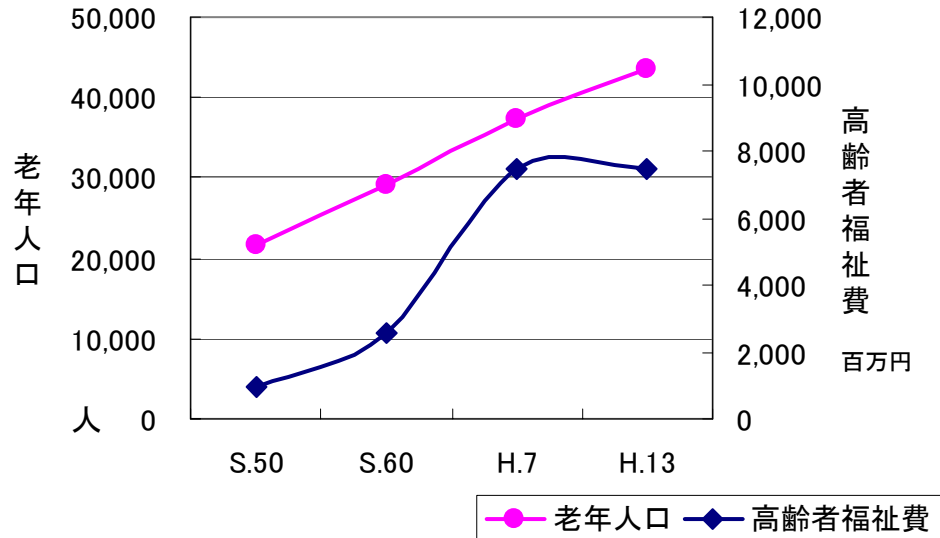
(注) 平成 13 年度の高齢者福祉費には、介護保険事業会計繰出金 1,516 百万円を含めている。

また、上記の0歳～5歳児の人口と児童福祉費との関係及び老年人口(65歳以上)と高齢者福祉費との関係をグラフ化すると以下のとおりである。

0～5歳児の人口と児童福祉費との関係



老年人口と高齢者福祉費との関係



高齢者福祉費は、老年人口の増加に比例して増加する傾向であった。ただし介護保険制度の導入により、その伸びはおさまる傾向である。これに対して児童福祉費は年少人口の減少に比例して減少するのではなく、逆に増加する傾向である。

3.0歳から4歳児までの人口、保育所数及び保育所定員数

東京23区に於ける0歳から4歳児までの人口とその住民総人数に占める割合(平成13年1月1日時点)、東京23区における区立及び私立の保育所数(平成13年度)及び保育所定員数(平成14年4月時点)は以下のとおりである。

区	0歳～4歳児	構成比	区立 保育所数	私立 保育所数	保育所 合計	保育所 定員数
千代田	1,209人	3.0%	6園	1園	7園	530人
中央	2,761人	3.4%	11園	2園	13園	1,246人
港	5,651人	3.5%	16園	3園	19園	1,727人
新宿	7,983人	3.0%	30園	9園	39園	3,309人
文京	5,550人	3.2%	17園	4園	21園	1,765人
台東	4,697人	3.0%	13園	9園	22園	1,928人
墨田	8,190人	3.7%	27園	12園	39園	3,763人
江東	14,593人	3.8%	39園	12園	51園	4,958人
品川	10,611人	3.3%	37園	7園	44園	3,733人
目黒	8,043人	3.3%	21園	4園	25園	2,317人
大田	25,574人	3.9%	60園	15園	75園	8,222人
世田谷	28,663人	3.6%	54園	19園	73園	6,430人
渋谷	5,953人	3.1%	23園	5園	28園	2,144人
中野	9,359人	3.1%	34園	3園	37園	3,291人
杉並	16,212人	3.2%	44園	10園	54園	4,816人
豊島	7,064人	2.9%	28園	6園	34園	3,144人
北	10,420人	3.2%	36園	12園	48園	4,828人
荒川	6,504人	3.7%	15園	13園	28園	2,723人
板橋	20,218人	4.0%	45園	37園	83園	7,647人
練馬	29,571人	4.5%	59園	13園	72園	7,525人
足立	28,347人	4.5%	62園	23園	85園	8,476人
葛飾	18,467人	4.4%	42園	27園	69園	7,616人
江戸川	33,903人	5.4%	53園	25園	78園	9,356人

豊島区はファミリー世帯が少なく、単身世帯が多いこともあり0歳から4歳児の構成比は東京23区中最低の2.9%である。

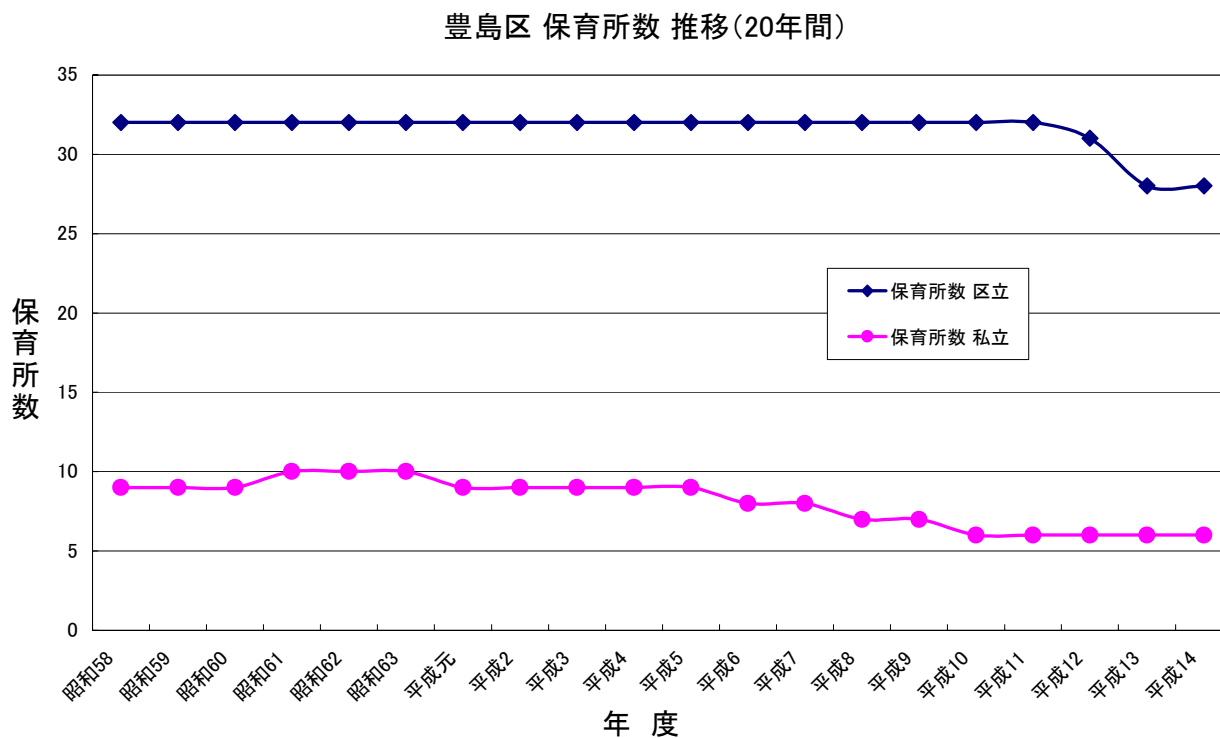
また、0歳～4歳児の人口1,000人当たり保育所数(区立保育所と私立保育所の合計)及び区立保育所数、0歳～4歳児の人口1,000人当たり保育所定員数は以下のとおりである。

区	0歳～4歳児の人口1,000人当たり保育所数	ランク	0歳～4歳児の人口1,000人当たり区立保育所数	ランク	0歳～4歳児の人口1,000人当たり保育所定員数	ランク
千代田	5.79園/千人	1	4.96園/千人	1	438人/千人	5
中央	4.71園/千人	5	3.98園/千人	2	451人/千人	3
港	3.36園/千人	16	2.83園/千人	11	306人/千人	17
新宿	4.89園/千人	2	3.76園/千人	5	415人/千人	7
文京	3.78園/千人	13	3.06園/千人	10	318人/千人	16
台東	4.68園/千人	7	2.77園/千人	12	410人/千人	9
墨田	4.76園/千人	4	3.30園/千人	9	459人/千人	2
江東	3.49園/千人	15	2.67園/千人	14	340人/千人	14
品川	4.15園/千人	10	3.49園/千人	7	352人/千人	12
目黒	3.11園/千人	18	2.61園/千人	15	288人/千人	20
大田	2.93園/千人	20	2.35園/千人	16	321人/千人	15
世田谷	2.55園/千人	21	1.88園/千人	22	224人/千人	23
渋谷	4.70園/千人	6	3.86園/千人	4	360人/千人	11
中野	3.95園/千人	12	3.63園/千人	6	352人/千人	13
杉並	3.33園/千人	17	2.71園/千人	13	297人/千人	19
豊島	4.81園/千人	3	3.96園/千人	3	445人/千人	4
北	4.61園/千人	8	3.45園/千人	8	463人/千人	1
荒川	4.31園/千人	9	2.31園/千人	17	419人/千人	6
板橋	4.11園/千人	11	2.23園/千人	19	378人/千人	10
練馬	2.43園/千人	22	2.00園/千人	21	254人/千人	22
足立	3.00園/千人	19	2.19園/千人	20	299人/千人	18
葛飾	3.74園/千人	14	2.27園/千人	18	412人/千人	8
江戸川	2.30園/千人	23	1.56園/千人	23	276人/千人	21

豊島区における0歳～4歳児の人口1,000人当たり保育所数及び区立保育所数は東京23区中3番目に多い値を示している。
また、0歳～4歳児の人口1,000人当たり保育所定員数は東京23区中4番目に多い値を示している。

4. 保育所数の推移

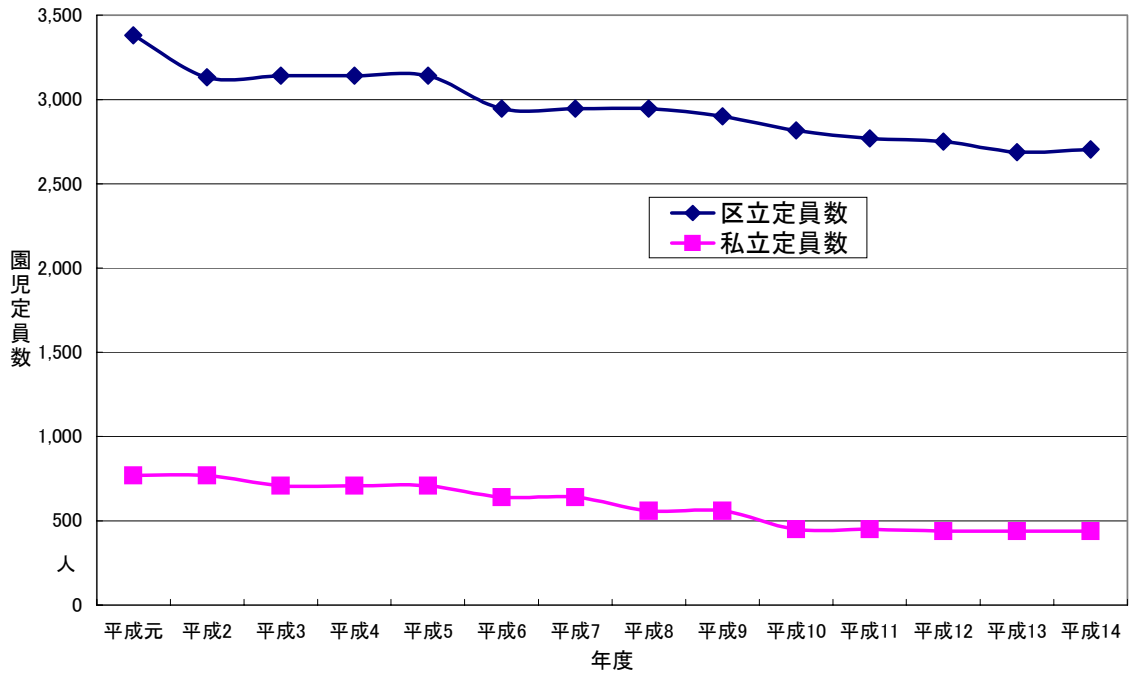
豊島区における区立保育所及び私立保育所数の過去 20 年間の推移は以下のとおりである。



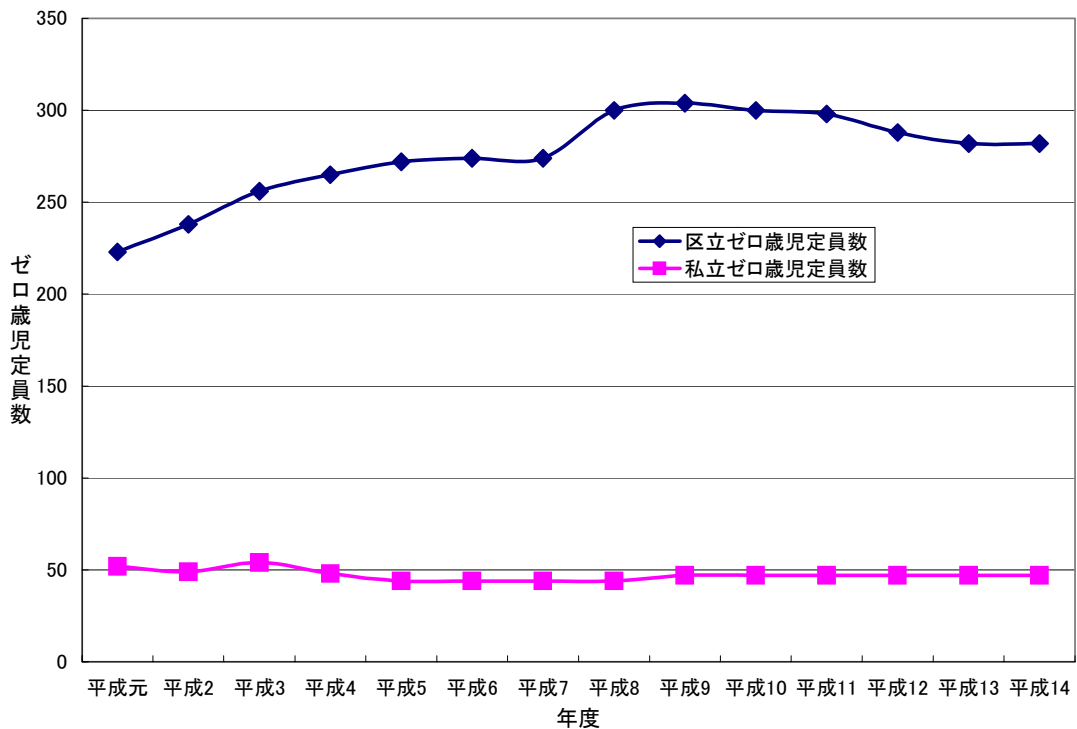
区立保育所の平成 12 年度から平成 13 年度に於ける減少は、区境に位置する他区からの受入児童の比較的多い保育所を計 4 園廃園したことによるものである。
一方、私立保育所では、廃園は 20 年前から行われており、ある園は特別養護老人ホームに転換する等、少子高齢化という状況に敏感に反応している。

豊島区の区立保育所及び私立保育所における、平成元年からの定員数の推移及びそのうち0歳児の定員数の推移は以下のとおりである。

豊島区 区立保育所・私立保育所の定員数の推移



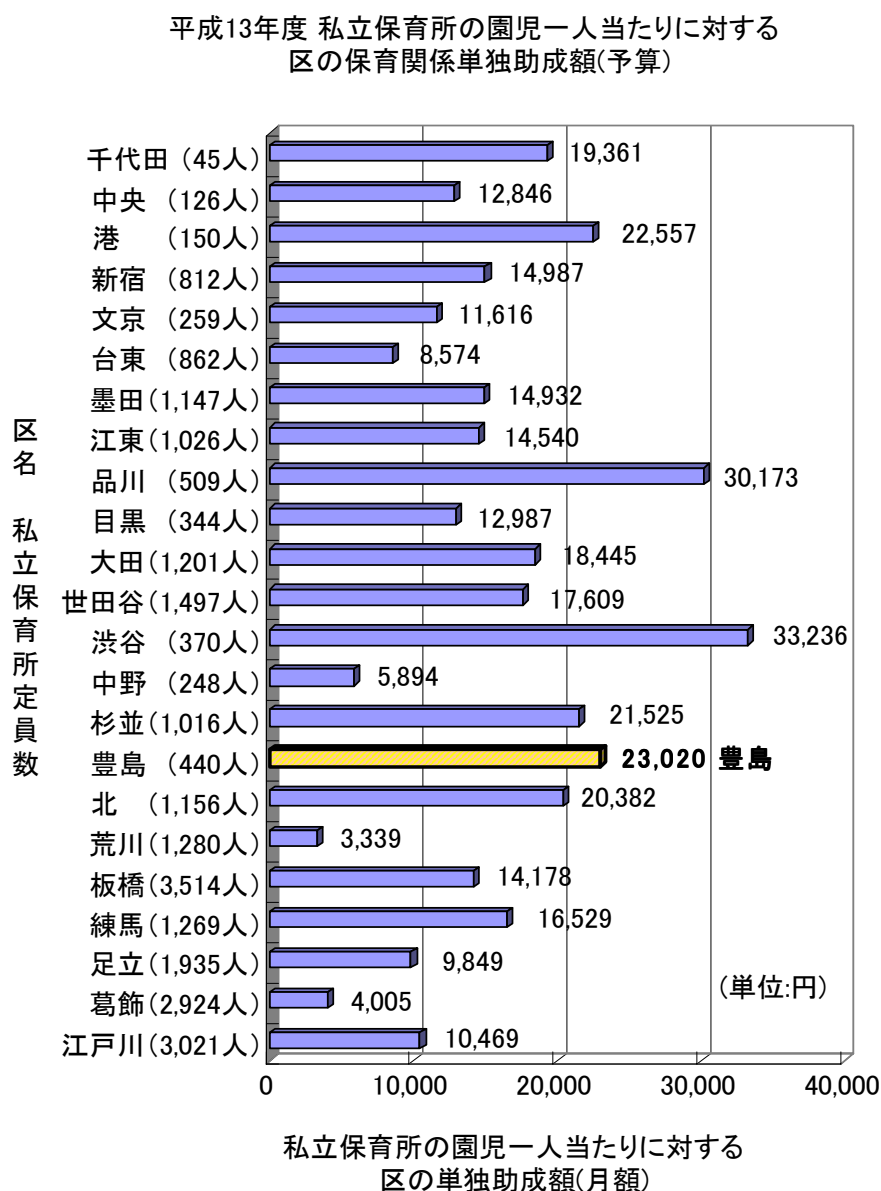
豊島区 区立保育所・私立保育所のゼロ歳児定員数の推移



定員数は少子化の流れに沿って、この14年間ずっと減少している。一方、女性の社会進出に伴って需要が増加しているゼロ歳児については、定員は増加している。

5. 私立保育所園児一人当たり区の保育関係単独助成額(予算)

平成13年度における、東京23区における私立保育所に対する児童一人当たり区の保育関係単独助成額(予算)は以下のとおりである。なお、当該金額は、私立保育所に係る人件費を含む経常経費予算額を私立保育所定員数で除して算出している。



豊島区は、23区中3番目に高額の予算を私立保育所に充当していることになる。

6. 区立保育所と私立保育所の財政負担比較

平成13年度の豊島区の保育所事業における、発生主義に基づく企業会計的手法による、区立並びに私立保育所の平均の行政コストの試算結果は以下のとおりである。

A. 区立保育所

科目	区立28園平均
保育料	16,160,931
補助金等	35,030,442
収入(A)	51,191,373
人件費	194,433,630
退職給与引当金繰入額	20,105,800
物件費その他	14,577,375
減価償却費	2,622,507
不納欠損額	229,783
行政コスト(B)	231,969,093
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 180,777,719
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 4,784,287
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 989,014
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,871,959

B. 私立保育所

科目	私立6園平均
保育料	9,829,700
補助金等収入	30,538,462
収入(A)	40,368,162
補助金等支出	123,361,650
行政コスト(B)	123,361,650
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 82,993,488
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 2,465,153
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 635,154
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,131,729

区立保育所における28園平均の純行政コストは、約1億8,000万円であり、一方、私立保育所の6園平均の純行政コストは、約8,200万円である。また、定員園児一人当たりの行政コストも、区立保育所平均が約187万円であるのに対して、私立保育所平均は約113万円である。保育所事業を区直営で行うことは、多額の財政負担をもたらすことがわかる。

7. 区立保育所と私立保育所の職員一人当たりの人件費及び年齢構成

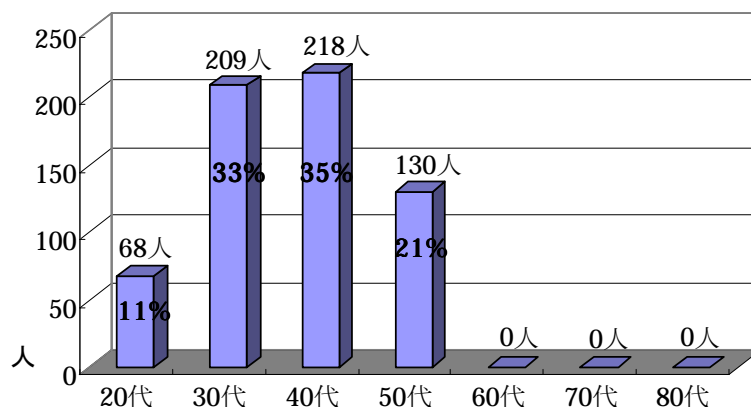
豊島区における区立保育所と私立保育所の職員平均一人当たり人件費の比較は以下のとおりである。(平成 13 年度)

区立保育所と私立保育所における、人件費平均額の差異は主に平均年齢によるものと考える。

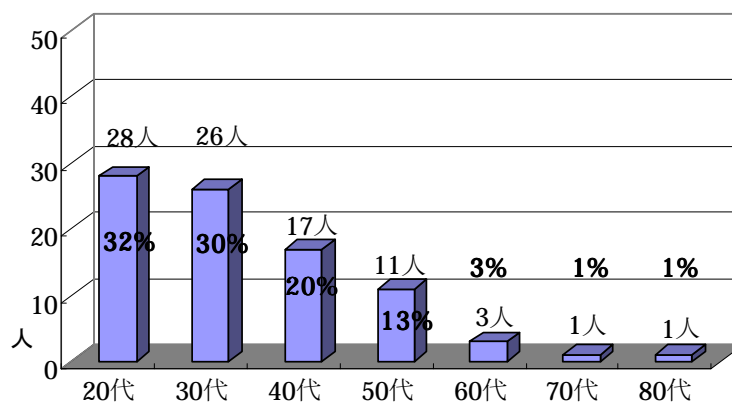
	全国平均	園平均 最高	園平均 最低	平均年齢
区立保育所	7,349,991 円	8,549,228 円	6,118,776 円	40.61 歳
私立保育所	7,040,417 円	8,356,165 円	5,936,646 円	36.56 歳

また、区立保育所と私立保育所の職員の年齢構成比率は以下のとおりである。(平成 14 年 4 月 1 日時点)

区立保育所 保育士年齢構成



私立保育所 保育士年齢構成



私立保育所においては、20代及び30代の保育士が比較的多い年齢構成となっている。一方、区立保育所では、30代及び40代の保育士が比較的多い年齢構成となっている。

第3章 包括外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見

1. 人件費

(1) 給料及び手当

事実の概要

豊島区の「職員の給与に関する条例」において、保育所の職員には以下の手当等が規定されている。

手当の種類	手当の内容	計算金額
調整手当	地域における物価調整	給与の12%分
特殊勤務手当	土曜日出勤に対する手当	1勤務につき4,000円
時間外勤務手当	残業代	実時間×単価(常勤の125%)

また、給料及び特殊勤務手当の集計、承認及び支払の業務フローは以下のとおりである。出勤状況報告書が園長から保育園課に提出され、保育園課で承認された後に、給与係に回され、給与係で給与計算され支払いが行われる。

監査の結果

監査の結果、「職員の給与に関する条例」に定められている手当以外の手当の支給がなされている事実は認められなかった。また、給料及び手当の計算も「職員の給与に関する条例」に合規していた。

また、出勤状況報告書の閲覧により、出勤状況報告書の作成及び保育園課への提出がなされていることを確認した。

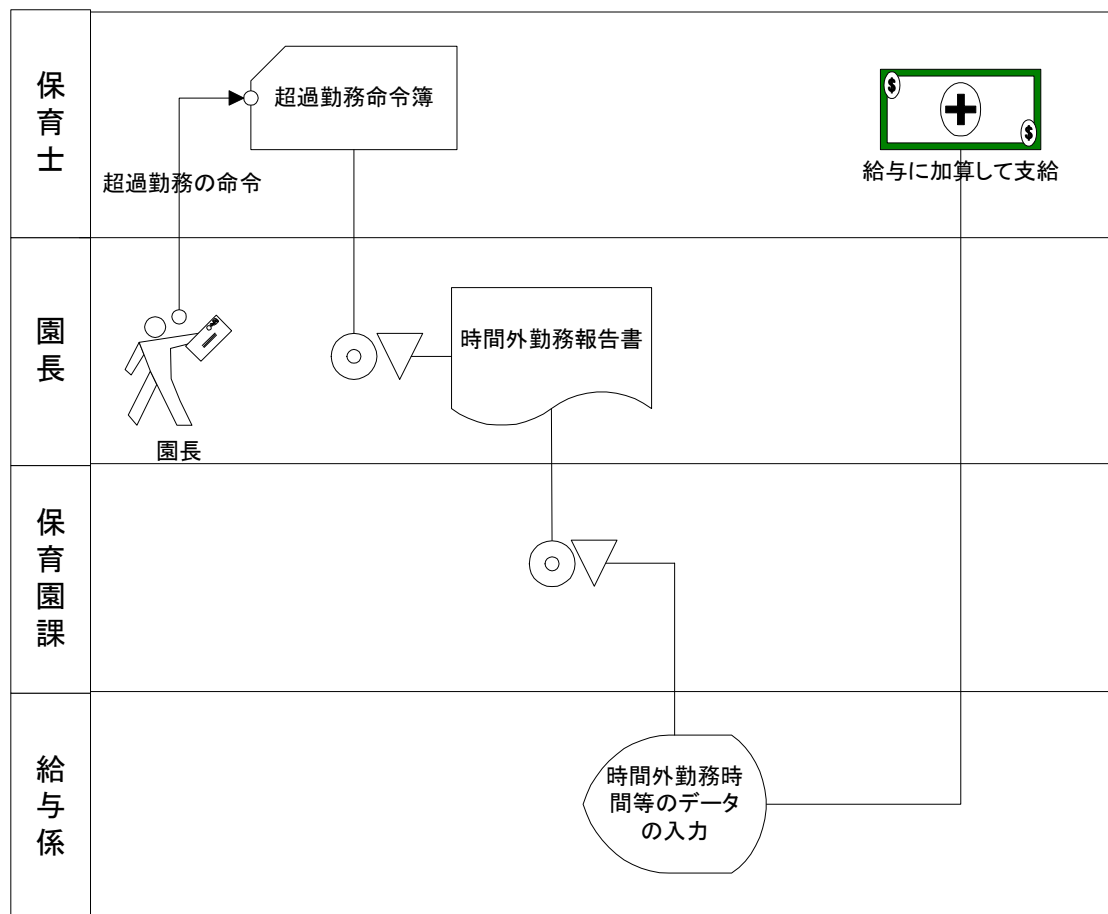
(2) 時間外勤務手当

事実の概要

豊島区における時間外勤務手当の申請、承認及び支払いの業務フローは「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」等において以下のとおりに定められている。

保育士は園長の命令により時間外勤務を行い、その事実を超過勤務命令簿に記入し、園長に提出する。園長は承認し、園全体分の集計を行い、時間外勤務報告書を作成する。この時間外勤務報告書は園長から保育園課に提出され、保育園課の担当者がチェックし、内容の確認を行っている。

時間外勤務報告書はデータ量が多いので保育園課の担当者が人事課に出向きデータの入力を行っている。時間外勤務手当は給与システムにおいて各等級に対応して給与係より支払われる。



記号の意味: ○ 受取 ▼ 保管

監査の結果

時間外勤務報告書の閲覧により、時間外勤務報告書の作成及び保育園課への提出がなされていることを確認した。

合规性違反の事項は見受けられなかった。

(3) 施設面積と児童定員数の関係

事実の概要

保育可能定員数を算定するにあたっては、まず、施設面積について各年齢に必要な施設の1人あたりの最低必要面積が「児童福祉施設最低基準」に定められている。(以下の表の施設基準) また、年齢毎に必要とされる保育士の人数比率(以下の表の年齢別児童定員の職員配置基準)と、調理員等の人員の必要人数が国基準、都基準、区基準、それぞれあり、それらの基準を充足する形で定員が定められている。

それらの基準の概要は以下のとおりである。

施設基準	設備種別	国	東京都	豊島区
		児童福祉施設最低基準	東京都保育所事業実施要綱	東京都豊島区保育所事業実施要綱
0～1歳児	乳児室又はほふく室	乳児室 1.65㎡/人以上	0歳児 5.0㎡/人以上	東京都基準に準ずる
		ほふく室 3.3㎡/人以上	1歳児 3.3㎡/人以上	
2～5歳児	保育室又は遊戯室	1.98㎡/人以上	国基準に準ずる	東京都基準に準ずる
	屋外遊戯場	3.3㎡/人以上 但し保育所付近の代わるべき場所を含めることができる	国基準に準ずる	東京都基準に準ずる

年齢別児童定員の職員配置基準	国	東京都	豊島区
	園児数:保育士数	園児数:保育士数	園児数:保育士数
0歳児	3:1	3:1	東京都基準に準ずる
1歳児	6:1	5:1	東京都基準に準ずる
2歳児	6:1	6:1	東京都基準に準ずる
3歳児	20:1	20:1	東京都基準に準ずる
4歳児及び5歳児	30:1	30:1	東京都基準に準ずる

まず、施設面積と児童定員数の対比関係は以下のとおりである。施設の面積と定員数の関係をもとに、定員の施設の面から見た差引状況を以下にまとめる。ただし、この差引状況は、最低基準からの差異を示したものである。

2歳未満児

2歳未満児について年齢ごとに最低限必要とされる乳児室、ほふく室の必要面積が設定されている。都及び区基準では零歳児については1人あたり5.0㎡以上、1歳児に対しては3.3㎡以上である。

現在使用面積と児童の定員数に対する最低必要面積、その過不足、及び、施設面積による定員許容人数と実際定員との差に基づく園児換算数を算出すると以下の表1のようになる。ただし、園児換算数は差引面積を1人当りで最大面積を必要とするゼロ歳児の5.0㎡を用いて算定している。

【表1】

	現在使用面積(㎡)	最低必要面積(㎡)	差引面積(㎡)	園児換算数(人)
区立平均	105.24	96.20	9.04	1.29
私立平均	84.87	76.87	8.00	1.17

(注) 園児換算数は、保育所毎の差引面積及び園児換算数を算出した結果を平均しているため、(差引面積)÷(ゼロ歳児の最低必要面積5.0㎡)の計算結果とは異なる。

このように、2歳未満児に対する定員数はほぼ施設の許容人数までに設定されていた。

2歳以上児

2歳以上児に対しては、保育室が1人あたり最低1.98㎡必要とされている。保育室の面積としては、保育室と遊戯室を合わせて計算することができるとされている。

そこで、保育室と遊戯室をあわせた施設の現在使用面積と児童の定員数に対する最低必要面積、及びその過不足をまとめると以下の表2のようになる。ただし、園児換算数は差引面積を1人当りで最大面積を必要とするゼロ歳児の5.0㎡(2歳以上児に必要な面積は最低1.98㎡であるが)を用いて算定している。

【表2】

	現在使用面積(㎡)	最低必要面積(㎡)	差引面積(㎡)	園児換算数(人)
区立平均	221.79	143.76	78.03	15.14
私立平均	164.92	102.96	61.96	12.00

(注) 園児換算数は、保育所毎の差引面積及び園児換算数を算出した結果を平均しているため、(差引面積)÷(ゼロ歳児の最低必要面積5.0㎡)の計算結果とは異なる。

このように、2歳以上児に対する施設は、計算上は、最低必要面積に対して余裕をもって設定されていることがわかる。ただし、この算出は保育室と遊戯室とを兼用している計算である。

屋外遊戯場について同様の算定をしたものが表3である。ただし、園児換算数は2歳以上児に対しては、保育室が1人あたり1.98㎡以上必要であり、屋外遊戯場については3.3㎡以上必要とすることから、合計の5.28㎡を用いて算定している。

【表3】

	現在使用面積(㎡)	最低必要面積(㎡)	差引面積(㎡)	園児換算数(人)
区立平均	416.35	239.03	177.31	33.11
私立平均	204.43	171.60	32.83	6.33

(注) 園児換算数は、保育所毎の差引面積及び園児換算数を算出した結果を平均しているため、(差引面積)÷(保育室及び屋外遊戯場の最低必要面積5.28㎡)の計算結果とは異なる。

屋外遊戯場は区立保育所が最低基準と比べれば、差引面積が多くあり、定員から最低必要とされる面積の174%程度の面積が確保されているのに対し、私立保育所では定員から最低必要とされる面積の119%程度の面積の確保である。園内の遊戯場だけでは必要面積を達成できない園は、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所(児童公園等)を利用することが認められており、児童公園等を利用することにより必要面積の基準を満たしている。

監査の結果

合規性に違反する事実は認められなかった。

意見

2歳未満児が必要とする建物内の乳児室、ほふく室の制約から現状では、2歳未満児についてほぼ最大の定員数が設定されている。しかし、建築基準法等で許される限りの建物改装工事を行うことにより、建物内の乳児室、ほふく室を広げれば、最低基準を前提に、定員数を各園増加する余地がある。

2歳以上児については施設面積に対して最低基準を満たすことのみを考えた場合、各園15名程度の定員増の可能性がある。現在総定員数が豊島区立全体28園で2,704名(平成14年4月1日現在)であり、1園当たりの定員数の平均は96.57人である。定員数を各園15名増加させたと仮定すると、計算上は現在の建物を改築できることを前提とし25園で豊島区立全体の定員数を確保できる計算となる。

また、屋外遊戯場の余裕状況からして、建物面積を広げることにより、定員数をさらに増やす余地もある。

以上はあくまでも計算上のことであり、建築基準法その他各種の制約があるので現実の問題としてどこまで可能かは詳細には不明であるが、今後、建物の老朽化により建て替えを行う場合や、民営化を行う場合には、各園の定員数を増加させることにより、園数の統廃合を検討する余地がある。

(4) 職員数と児童定員数の関係

事実の概要

A. 職員数と児童定員数の関係

児童定員数は単純平均も児童4歳児換算定員数(以下の注参照)も区立の方が多い。

(注) 児童4歳児換算定員数とは、4、5歳児の児童を基準とし、0歳児は1人を10人、1歳児は6人、2歳児は5人、3歳児は1.5人として定員数を換算したもので、年齢あたりの保育士配置基準(都基準)から、児童数を換算したものである。

また、一園あたりの常勤保育士数も区立の方が多いため、常勤保育士一人当たりの児童4歳児換算定員数は、区立18.67人、私立が18.35人とほぼ同人数となっている。

区立・私立	定員数	児童4歳児換算定員数	常勤保育士数	常勤保育士一人当たりの児童4歳児換算定員数
区立28園平均	96.57	332	17.78	18.67
私立6園平均	73.33	263	14.33	18.35

このように、常勤保育士一人当たりの児童4歳児換算定員数について区立と私立では大きな差は見られない。さらに、区立保育所は、国の最低基準と都の追加基準に加え、区の基準により、人員を各園に平均3.14名配置しており、私立保育所も独自の基準により2.67人を配置している(以下、基本的に人数等は平成14年4月1日現在のもの)。

区立・私立	児童の定員数	職員の配置数		
		国基準	都基準の追加職員数	追加職員数
区立28園平均	96.57	12.46	3.00	3.14
私立6園平均	73.33	9.33	2.33	2.67

この区立保育所における平均 3.14 人分のうち、平均 2.32 人分は、区が一定の基準により都の基準よりさらに人員を配置している常勤者 65 名である。この区の追加人員の具体的配置理由と対応する人員は、平成 14 年 4 月 1 日現在では以下のとおりである。

番号	区基準の更なる追加職員数の内訳	人数
1	育児休業を取っている保育士に対する補填人員	25 名
2	長期病休もしくは休職の保育士に対する補填人員	2 名
3	障害児もしくは経過観察の児童に対する追加人員	16 名
4	11 時間保育に対応するための追加人員	8 名
5	生後 8 週間から 8 ヶ月の乳児に対する追加人員	11 名
6	夜 8 時までの延長保育を行うことによる追加人員	3 名
合計		65 名

残りの平均 0.82 人は延長保育実施園に対して各園 1 名配置(計 23 名)しているものである。

B. 常勤保育士と非常勤保育士の年間給与比較

常勤の保育士と非常勤保育士の平均年間給与について、比較すると以下のとおりである。

	常勤保育士	非常勤保育士	臨時保育士
区立	7,711,306 円	3,165,933 円	2,054,400 円
私立	6,362,957 円		

(注) 常勤保育士については、月 20 日勤務、1 日 8 時間勤務とし、非常勤保育士、臨時保育士が、それぞれその時間だけ勤務したとして年間金額を算定している。

監査の結果

職員の配置に関して国基準、東京都の基準及び区基準に違反して職員を過少に配置している事実は認められなかった。

意見

A. 育児休業を取っている保育士に対する補填人員 (P26 表中の番号 1)

育児休業中の保育士に対する補填人員として、区立保育所 28 園に対して 30 名(予備人員として見込んでいる表中番号 5 のうちの 5 名を含む)を確保している。従来から育児休業による欠員は、30 名前後で平均されていたが、法令の変更により、育児休業が取れる期間が従来 1 年であったのが 3 年になったという補填人員の増加要因と、保育士の平均年齢の上昇という減少要因が共に考えられ、当面の間、欠員の人員が大きく増減することが予想される。

本来、育児休業保育士の欠員を常勤者で補う必要性は必ずしもないと考えられ、さらに上記のような変化に対応する必要性からも非常勤職員等の常勤職員以外による対応が必要になると考えられる。

B. 11 時間保育に対応するための追加人員(P26 表中の番号 4)

11 時間保育を実施するにあたって、保育士の負担を軽減するための追加人員である。具体的には、一人の保育士が通常の勤務時間以外のシフトで働く日数(以下ローテーション日数という)を月当たり 8 日以内に抑える必要から保育園に追加人員を配置しているとのことである。特に午後 5 時から 6 時までの保育の利用者が多い保育園に配置しているとのことである。

しかし、この 11 時間保育に対応するための追加人員 8 名については、ローテーション日数について区の基準として明確な規程はなく、追加配置されているとのことであるが、以下の点から根拠について疑問が残る。

すなわち、ローテーション日数は、各園の一人当たり平均で 4.25 日であり、8 日以内という基準に対して、余裕がある。この理由により増員されている 8 園 8 名について、もしこの 8 名がいなかった平均のローテーション日数は、最大でも、5.00 日であり、月当たり 8 日以内に抑える目的は十分達成されている。一人当たり 8 日以内という基準を前提としたとしても、8 名分の人員枠の必要性には疑問が残る。

今後、常勤者の退職を機に、この 11 時間保育に対応するための追加人員については人員削減の余地があると考えられる。もし、この人員削減を行うとすると 61 百万円【=常勤の保育士の平均給与 7,711,306 円×8 名】ほどの歳出削減効果が見込まれる。

C. 生後 8 週間から 8 ヶ月の乳児に対する追加人員 (P26 表中の番号 5)

この追加人員は、表中番号 1 から 4 の配置理由に対応する人員の予備人員という意義もあるとのことであるが、常勤者が確保されている時間帯においての追加人員であることから、常勤者である必然性はそれほど高くはないと考える。

この追加人員の内、調査時点において5名については育児休業を今後取る予定の保育士の予備人員とのことであるが、残りの6名については、育児休業の人に振り替えられる予定はないことから、非常勤者に振り替えることを検討すべきであると考え。

もし、常勤者の退職を機に非常勤への振替を行った場合には、36百万円【 $=7,711,306 \text{円} \times 6 \text{人} - 3,165,933 \text{円} \div 12 \text{ヶ月} \times 6 \text{ヶ月} \{8 \text{ヶ月} \quad 8 \text{週間}\} \times 6 \text{人}$ 】ほどの歳出削減効果が見込まれる。(前述の常勤保育士と非常勤保育士の年間給与比較の平均値により概算)

D. 夜8時までの延長保育を行うことによる追加人員（P26表中の番号6）

この追加人員は、夜8時までの延長保育を実施している西巣鴨第三、東池袋第一、池袋第三の各保育園に加配されている人員である。

国の職員配置基準（児童福祉施設最低基準）では、11時間開所による追加人員はもちろんのこと、延長保育による職員の追加配置は求めている。また、都の職員配置基準である保育所実施基準では、11時間開所実施について保育士2名の増配置を定めているが、延長保育の実施による常勤職員の加配は前提としていない。

国及び都の延長保育に対する実施支援の前提は、常勤職員が延長保育時間に勤務していることである。豊島区では、常勤職員1名とその他の職員が1名勤務する2名体制を採用している。

豊島区では区の基準として常勤職員を延長実施園23園に対して各1名配置している。この23園には7時15分までの1時間延長保育実施園20園のほか、上記8時までの実施園3園を含んでいる。

1時間延長実施園と8時までの延長実施園の延長保育実施時間の差は、1日につき45分である。

この延長勤務時間1日45分、一週で4時間30分を埋めるために、週40時間勤務の常勤職員が、さらに1名追加配置されている。

以上のように、国及び都の基準に加え、区の現在の加配状況から考えても、1名加配する必要性は存在しない。

追加配置の必要性を延長保育の利用状況から考える。利用児童数の平成13年度の実績では、国及び都の補助基準の利用数測定基準時刻の午後7時45分では、西巣鴨第三、東池袋第一で0から3名に留まっている。利用数の比較的多い池袋第三であっても3から4名である。ちなみに国及び都の補助最低基準は3名となっている。このように、利用実績は、決して多いとは言えず、利用児童数からは、勤務上の負担になる状況は少ないと思われる。

配置上の必要性、及び利用実績からの必要性の両面から考え、共に常勤職員1名増配置する根拠は乏しい。よって、この3名については削減の余地がある。削減により22百万円【常勤の保育士の平均給与7,711,306円×3名 - 臨時職員経費751,140】の財政効果が見込まれる。

E. 総括

従来、常勤保育士の総数が、最低基準上の定数の 8 割以上であることが要請されていたが、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」が一部改正され、平成 14 年 7 月 1 日よりこの規程が撤廃された。

この改正に伴い、常勤者の減少を非常勤者による代替で補うことの制約が大幅に緩和されており、常勤者から非常勤者への代替が進む余地が広がっており、非常勤者へのシフトは、経費削減に資すると言うことができる。

依然として常勤者の必要性は高いと考えられるが、財政上のことも考えれば、非常勤者への移行も考える余地がある。

(5) 看護師、調理員及び用務員の配置

事実の概要

保育士以外の正規職員である人員は看護師 28 名、調理員 55 名、用務員 16 名であった。調理員については下記の 1 園を除き各園 2 名の常勤職員を雇用しており、用務員についても常勤者のいない園については再任用職員等を配置することにより、各園 1 名の職員を雇用している。

調理員等については、給食を直営か外部に委託するかにかかわらず、常勤者を 2 名以上配置することが東京都保育所事業実施要綱で必要とされている。

監査の結果

1 園について調理員常勤者 1 名と用務員の常勤者なしとなっており、東京都保育所事業実施要綱の基準が満たされていなかった。

意見

今後 5 年間で、調理員については 15 名、用務員については 6 名の定年退職が見込まれている。よって豊島区としては、調理員、用務員の雇用について方向性を明確にする必要があると同時に、調理員を雇用しない場合には調理については外注の利用を検討する必要があると考える。

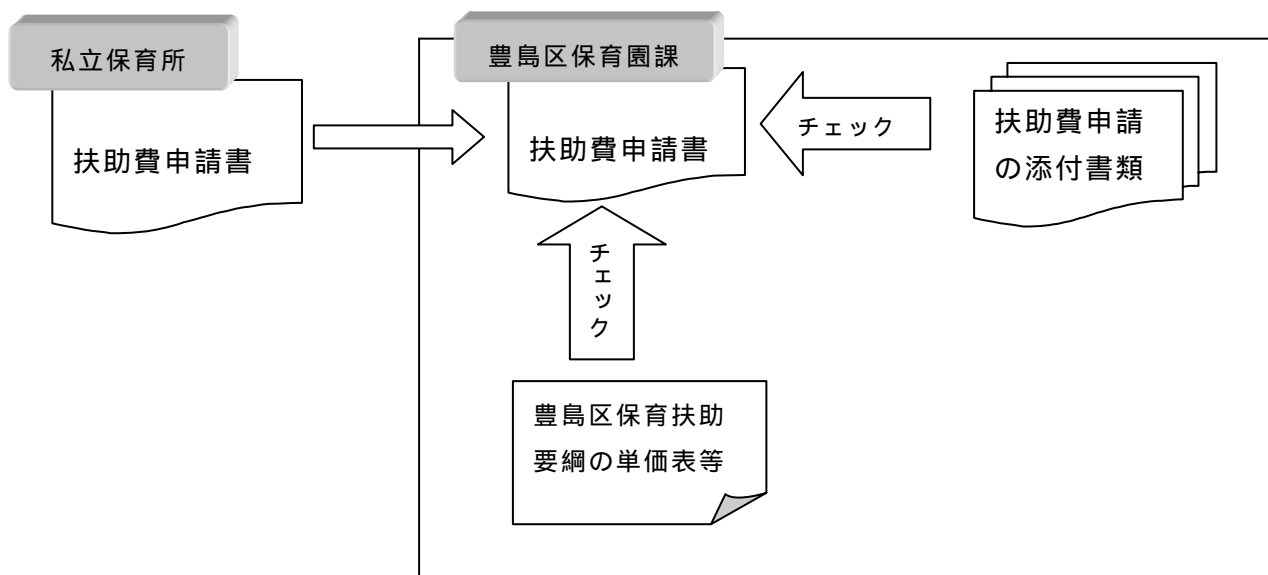
2. 経費

(1) 私立保育所からの扶助費申請の適正性のチェック

事実の概要

私立保育所からの扶助費(補助金)の申請書は、豊島区の保育園課にて受領される。扶助費(補助金)の申請書には、園児数等が記載され扶助費(補助金)申請額が計算される。

私立保育所からの扶助費(補助金)の申請が妥当であるかどうかは、豊島区保育園課が扶助費(補助金)申請書の添付資料及び保育扶助要綱の単価表等とチェックしている。



監査の結果

私立保育所からの扶助費(補助金)の申請書について、扶助費(補助金)申請書の添付資料及び保育扶助要綱の単価表等との突合を行い、扶助費(補助金)申請が適正に行われていることが認められた。

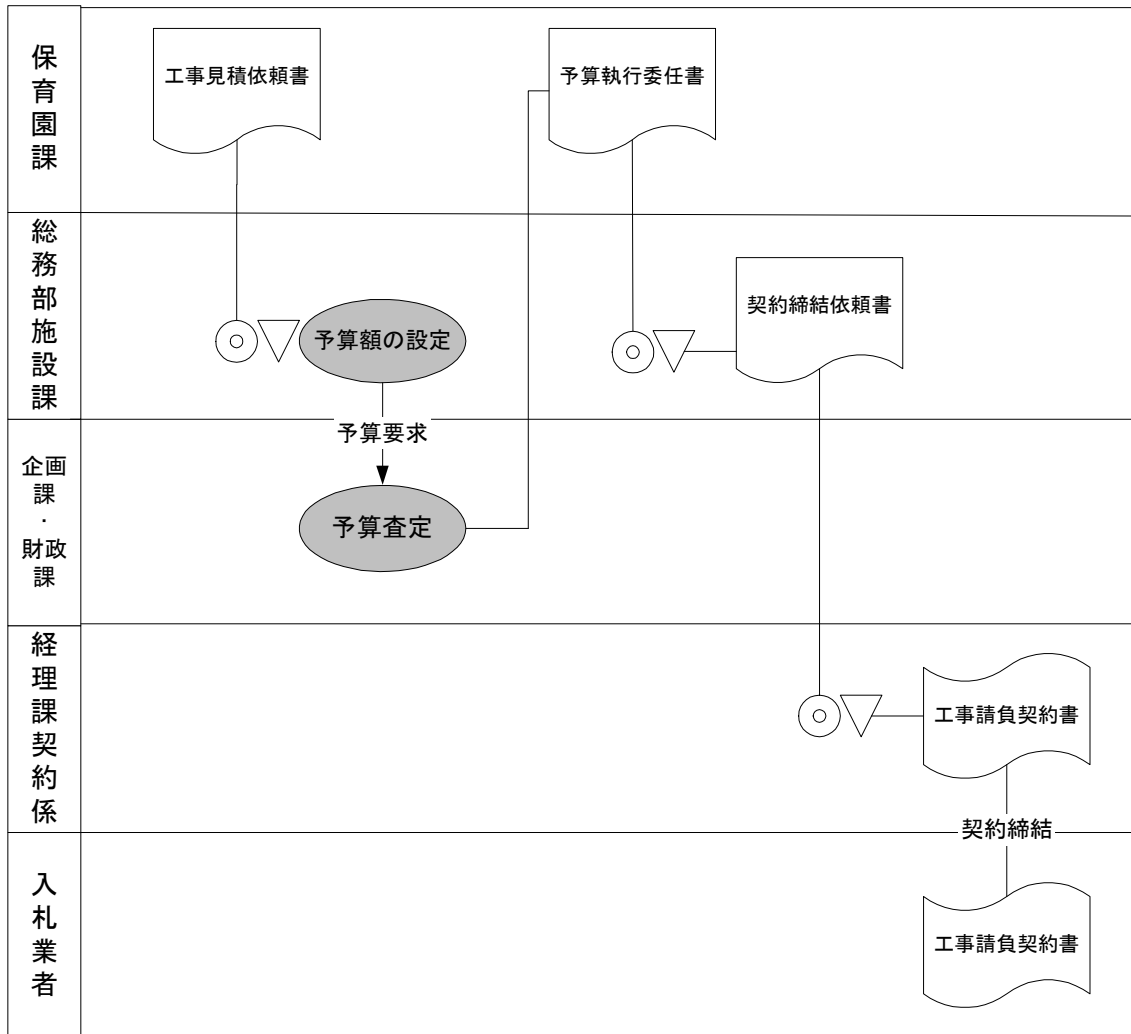
扶助費の申請につき合規性違反の事実はなかったと認められた。

(2) 契約事務

事実の概要

A. 契約事務の業務フロー

平成13年度の豊島区における工事請負費関係の工事依頼から契約締結までの業務フローは次のとおりである。保育園課から工事見積依頼書を総務部施設課へ送付し、総務部施設課で当該工事について予算額の設定を行う。総務部施設課から企画課及び財政課に予算要求し、企画課と財政課で予算査定を行う。予算が成立した場合、保育園課から予算執行委任書が総務部施設課に送られる。そして総務部経理課契約係と業者で指名競争入札等により業者決定し契約締結する。



記号の意味: ○ 受取 ▼ 保管

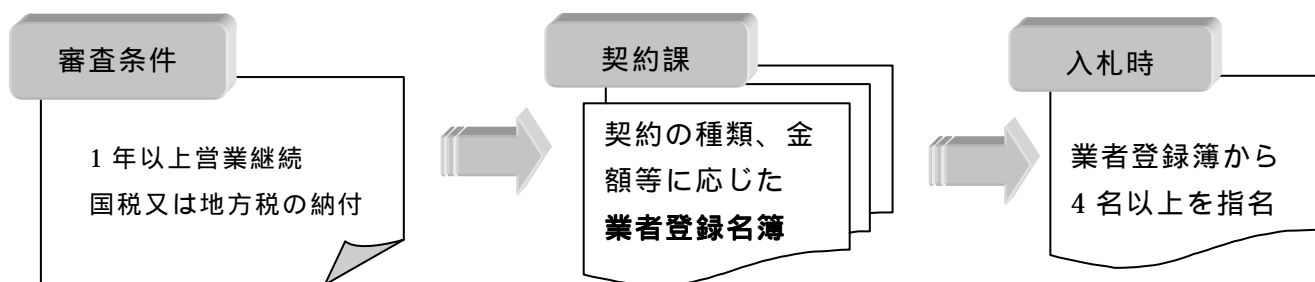
B. 契約方法

豊島区における契約方法の規程は、東京都豊島区契約事務規則において以下のよう定められている。

売却又は貸付けに関する契約以外の契約につき指名競争入札に付するときは引き続き1年以上当該営業を営んでおり引き続き直接国税又は地方税を納付している者に対して、審査により入札参加者を決める。(第34条)

次に区長は審査合格者について、契約の種類、金額に応じ、業者登録名簿を作成しなければならない(第35条)、契約担当者は、指名競争入札に付するときは、業者登録名簿に登載された者の中から契約の種類に従い、なるべく4名以上を指名して行うものとする(第36条)されている。

また、第39条より工事請負が130万円、財産の買入が80万円をそれぞれ超えない場合に随意契約によることができると規定されている。



監査の結果

以下の2件について一連の契約資料を確認した。工事見積依頼書、予算執行委任書及び契約締結依頼書の閲覧、そして入札経過調書と入札書及び業者登録名簿との突合、4社以上による入札の確認により契約事務の合規性を確認した。

項目	契約金額	契約締結日	保育所名
備品購入費	1,386,000円	平成13年6月	池袋第一保育園
工事請負費	10,731,000円	平成13年11月	駒込第一保育園

また以下の建築工事及び電気工事について入札業者数、入札予定価格と落札金額との差の比率を確認した。その結果、入札予定価格と落札金額が極端に近い金額とまではいえない状況であった。

工事分類	入札日時	入札業者数	入札予定価格 (税抜き)	落札金額 (税抜き)	落札比率
外壁改修工事	平成 14 年 2 月	11 社	11,810,000 円	11,350,000 円	96.1%
外壁改修工事	平成 13 年 11 月	14 社	13,650,000 円	8,900,000 円	65.2%
電気設備工事	平成 13 年 11 月	4 社	1,417,000 円	1,320,000 円	93.1%
電気設備工事	平成 12 年 12 月	6 社	3,865,000 円	3,690,000 円	95.4%

意見

A. 電子入札、郵便入札等

受発注コストの削減と手続の透明性のため、電子入札の導入が横須賀市・岡山県・岐阜県等多くの自治体において実施又は検討されている。

また、入札を郵便で受け付ける郵便入札は佐賀市や千葉県船橋市で実施されている。東京都では、近年から競争入札への参加資格申請をインターネットで行なえるようになっている。

電子入札のメリットとしては、入札手続の簡素化及び時間・人的コストの削減が挙げられる一方、デメリットとしては、入札業者から見てのセキュリティー体制への不安が挙げられる。

豊島区において今後とも公共工事の数が多ければ、電子入札の導入の検討も必要であると考え。また、競争入札への参加資格申請をインターネット・郵送で認めることや、入札を郵便で受け付けるだけでも、入札参加者の増加等による工事価格の抑制が見込まれると考える。

B.入札予定価格の事前公表

予定価格の事前公表は、「口利き」など予定価格を聞き出す不正の防止策として効果的であると言われている。また、入札予定価格の事前公表によって再入札もなくなり、入札手続が簡素化できるメリットもある。

入札予定価格の事前公表は、都道府県では導入しているところがあるが、区市町村ではあまり導入されていないようである。しかし、公共工事をめぐる不祥事の防止、入札参加者の増加及び落札率下落による工事価格の抑制のため、入札予定価格の事前公表も検討することが必要であると考えられる。

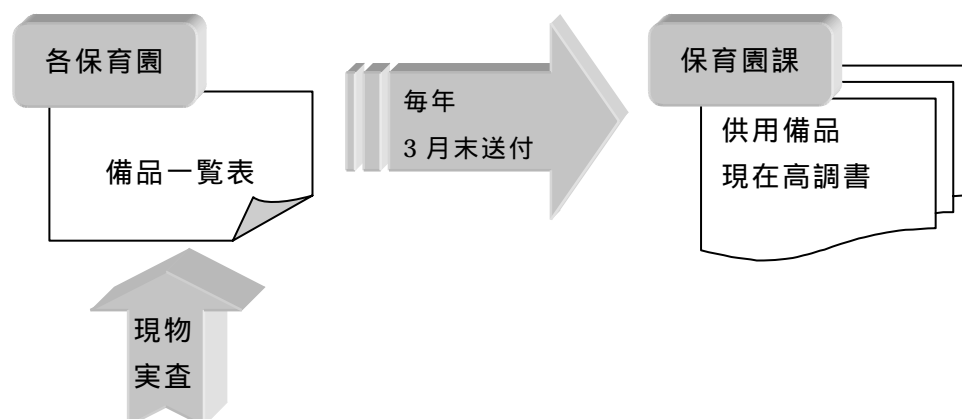
(3) 公有財産、物品の管理

事実の概要

豊島区においては、備品とは、その形状、性質を変えずに比較的長期間継続して使用、保存することができ、購入予定価格が1万円以上の物品をいう(消費税を含んだ価格)と規定されている。(東京都豊島区物品管理規則第6条第1項)

また、各供用者は毎年3月末現在における供用備品現在高調書を作成し、出納機関に送付し、この調書の作成に当たっては、必ず現品の確認を行い物品名鑑の番号順に記載することと規定されている。(東京都豊島区物品管理規則第24条3項)

この規程に従い3月末に各園で現物の実査を行い、備品一覧表を作成しそれを豊島区の保育園課に送付し供用備品現在高調書を作成している。



監査の結果

供用備品現在高調書が作成されていることを閲覧により確認し、規程に合規していることが認められた。

意見

A. 備品の計上基準

備品の計上基準が1万円と低額であることから、短期間に多数の現物を確認しなければならず現物実査が効率的に行われていない。また、1万円ほどの備品を管理する必要性は低いともいえる。よって備品の計上基準を1万円から3万円などに引上げることにより、重要な備品の管理が効率的・経済的に行われると考える。

また、豊島区における備品計上基準の推移は以下のとおりである。

項目	昭和50年まで	昭和51～56年度	昭和57年～平成4年	平成5年～現在
備品資産計上基準	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円

備品の計上基準は豊島区の規程を改定すれば変更することが可能であるとのことである。また東京都の他区においては備品の計上基準の改定により計上基準の引上げが行われているとのことであり、備品の計上基準が3万円の区もある。

B. 備品管理表の作成

豊島区の正式な帳票である供用備品現在高調書は保育園課にてパソコンで作成されているが、各保育所において作成する供用備品総括票、備品供用票及び備品整理票は手書きである。

これらの書類は同じ内容の項目を重複記載する部分があり、電算化することによりデータの検索及び管理が容易となると考える。実際、備品台帳の電算化されていない区は、豊島区を含めて東京23区では3区のみであり、台東区では昭和46年4月から電算化されている。

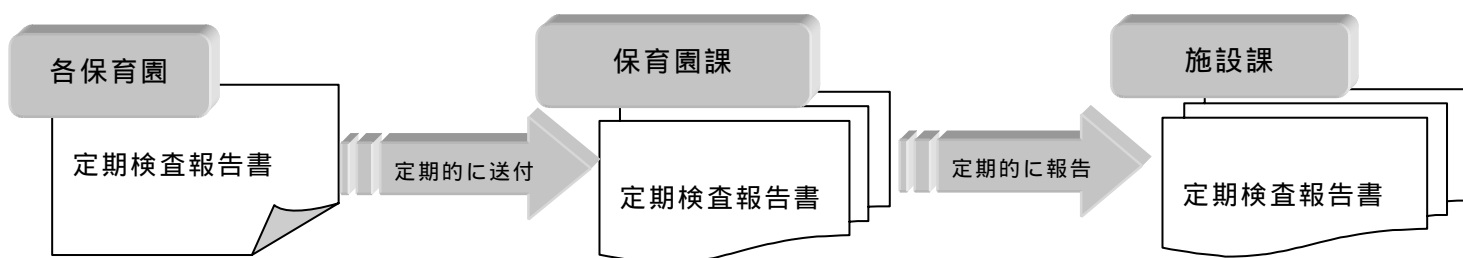
(4) 定期検査報告書

事実の概要

東京都豊島区区有施設安全点検要綱においては、部長は所属点検員に建物については3ヶ月に1回以上、遊戯物については毎月1回以上、その所管に属する区有施設について点検を行わせなければならないと規定されている。(第7条)

また点検員は、点検を実施したときは、ただちにその結果を点検報告書によって所属部長及び総務部長に報告しなければならないと規定されている。(第9条)

このため、定期的に、各保育園は保育園課に定期点検報告書を送付している。保育園課は総務部施設課へ定期的に定期検査報告書を提出している。金額的に小さな修繕等は予算の範囲内で対処できるので施設課へ諮ることなく、各保育園からの依頼書により修繕の必要性を把握し保育園課にて個別に対応しているとのことである。



定期点検報告書に記載された問題事項としては、保育室の雨漏り、給湯器の故障及び塗装剥れ等である。実際に修繕するか否かは、園児の安全確保を考えながらを保育園課で判断しているとのことである。

平成13年度及び平成14年度における、定期点検報告書の結果は以下のとおりである。

平成13年	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	第4四半期末
問題あり園数(A)	21園	13園	17園	14園
区立保育園全体数(B)	28園	28園	28園	28園
問題ありの割合(=A/B)	67.8%	46.4%	60.7%	50.0%

平成 14 年	第 1 四半期末
問題あり園数(A)	15 園
区立保育園全体数(B)	28 園
問題ありの割合(=A/B)	53.5%

定期検査報告書に問題ありと記載された事項につき迅速に修繕対応されたものもあったが、2ヶ月連続で同じ問題点が報告されているものもあった。しかし保育園視察を行った際に、保育園の園長に質問したところ最近の修繕対応は以前よりは早くなったとのことである。

ただし、定期検査の点検員は各保育園の園長となっており、日常的に目に付く保育園施設の破損・変形等は判断できるが、技術的に工事が必要であるかどうかの判断はできていないのが実情である。また、規程上も外観上判断できる保育園施設の破損・変形等を発見することが定期検査報告書の役割とされている。

この実例として、後述する公共施設の緊急検査においてはランク（早急な改善が必要である）に分類されていながら、定期検査報告書には何ら問題点の記載のない保育園があった。

監査の結果

定期検査報告書の閲覧した結果、規程に基づき各保育園から保育園課、保育園課から施設課への報告が定期的になされていることが認められた。

意見

定期検査報告書の役割は、規程上も外観上判断できる保育園施設の破損・変形等を発見することである。

しかし、園児の安全確保及びトータルコストの削減のため、定期的に技術的な工事的必要性を把握する必要もあると考える。従って、総務部施設課やその他専門家による専門的・技術的・定期的な(半期毎、あるいは4半期毎)点検も必要であると考えます。

(5) 区立保育所の老朽化

事実の概要

豊島区における区立保育所の建物施設の築年数は以下のとおりである。(平成14年3月31日時点)

No	区立保育所名	開園年月日	築年数
1	駒込第一	1967年(昭和42年)6月	35年
2	駒込第二	1974年(昭和49年)12月	28年
3	駒込第三	1981年(昭和56年)8月	21年
4	巣鴨第一	1964年(昭和39年)9月	38年
5	西巣鴨第二	1969年(昭和44年)7月	33年
6	西巣鴨第三	1979年(昭和54年)6月	23年
7	南大塚	1975年(昭和50年)5月	27年
8	東池袋第一	1975年(昭和50年)11月	27年
9	東池袋第二	1977年(昭和52年)10月	25年
10	南池袋	1971年(昭和46年)9月	31年
11	西池袋第一	1970年(昭和45年)9月	32年
12	西池袋第二	1972年(昭和47年)10月	30年
13	池袋第一	1961年(昭和36年)4月	41年
14	池袋第二	1966年(昭和41年)6月	36年
15	池袋第三	1968年(昭和43年)5月	34年
16	池袋第五	1973年(昭和48年)5月	29年
17	池袋本町	1973年(昭和48年)5月	29年
18	雑司が谷	1972年(昭和47年)8月	30年
19	高南	1965年(昭和40年)12月	37年
20	目白第一	1975年(昭和50年)12月	27年
21	目白第二	1980年(昭和55年)10月	22年
22	南長崎第一	1974年(昭和49年)12月	28年
23	南長崎第二	1976年(昭和51年)11月	26年
24	長崎	1974年(昭和49年)8月	28年
25	千早第一	1969年(昭和44年)6月	33年
26	要町	1968年(昭和43年)10月	34年
27	高松第一	1965年(昭和40年)6月	37年
28	高松第二	1968年(昭和43年)10月	34年
平均			30.5年

区立の保育所の平均築年数は、約30年となっている。ただし、一概に建築年数が古いからといって老朽化が進んでいるとはいえない。巣鴨第一保育園は平成8年度に大規模修繕が行われ、耐用年数が延びている。

意見

一般の株式会社はもとより、私立学校法人や公益法人(財団法人、社団法人)においても、建物等について減価償却費を算定することによって資産の減価を把握している。

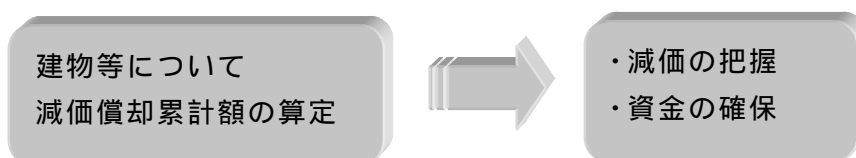
また、これによって計算された減価償却累計額の範囲内で資産の取替え更新に必要な資金を特定資産(特定預金)の形で確保することができる。

自治体においても各資産について耐用年数を適用することにより減価償却累計額を算定し、各資産についてどのくらいの減価が生じているのか、修繕費としてどの位の資金の確保が必要なのかを計算することは必要であると考えます。

実際に修繕基金の確保も、必要な修繕の実施及びトータルコストの削減のため必要であると考えます。

その際、以下の経営比率を算出することも役立つと考えます。

比率	計算式	比率の意味
減価償却累計率	$= \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{減価償却資産取得価額}} \times 100$	資産の減価の程度を表す指標



なお、「今日の私学財政」(日本私立学校振興・共済事業団 財務相談センター編)によれば、大学法人及び高等学校法人の減価償却累計率の平均値は以下のとおりである。

時の経過に従い減価償却累計率は上昇し、資産の追加取得により減価償却累計率は低下する。

減価償却累計率	平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年
大学法人	34.5%	35.2%	36.2%	37.0%	37.9%
高等学校法人	31.1%	32.6%	33.8%	34.8%	35.8%

参考までに、区立保育所の建物の減価償却累計率を試算すると以下のとおりとなる。なお算出にあたっては、以下の仮定を置いている。

- ・取得価額には、公有財産台帳における開園時の当初取得価額に、昭和61年以降の修繕工事(100万円以上)のうち建物に関する工事原価を加算している。
- ・耐用年数は全て50年としている。
- ・工事原価には修繕費に該当する部分もあると考えられるが、全て資本的支出とみなしている。
- ・減価償却累計額は、平成14年3月31日時点のものである。

No	区立保育所名	取得価額 (A)	建物の減価償却累計額 (B)	建物の減価償却累計率 (=B / A)
1	駒込第一	140,245 千円	39,937 千円	28.5%
2	駒込第二	134,580 千円	45,798 千円	34.0%
3	駒込第三	-	-	-
4	巣鴨第一	580,245 千円	81,135 千円	14.0%
5	西巣鴨第二	134,053 千円	42,650 千円	31.8%
6	西巣鴨第三	144,181 千円	57,862 千円	40.1%
7	南大塚	72,447 千円	24,948 千円	34.4%
8	東池袋第一	149,283 千円	54,062 千円	36.2%
9	東池袋第二	145,108 千円	58,270 千円	40.2%
10	南池袋	73,447 千円	30,304 千円	41.3%
11	西池袋第一	105,321 千円	35,086 千円	33.3%
12	西池袋第二	105,995 千円	37,798 千円	35.7%
13	池袋第一	213,219 千円	58,207 千円	27.3%
14	池袋第二	109,429 千円	34,884 千円	31.9%
15	池袋第三	159,183 千円	47,334 千円	29.7%
16	池袋第五	147,557 千円	46,198 千円	31.3%
17	池袋本町	88,187 千円	34,338 千円	38.9%
18	雑司が谷	111,039 千円	38,332 千円	34.5%
19	高南	106,820 千円	35,072 千円	32.8%
20	目白第一	156,478 千円	51,226 千円	32.7%
21	目白第二	186,083 千円	65,933 千円	35.4%
22	南長崎第一	132,737 千円	45,259 千円	34.1%
23	南長崎第二	151,869 千円	58,598 千円	38.6%
24	長崎	155,005 千円	45,221 千円	29.2%
25	千早第一	216,875 千円	56,062 千円	25.9%
26	要町	176,077 千円	48,060 千円	27.3%
27	高松第一	87,410 千円	27,854 千円	31.9%
28	高松第二	96,570 千円	32,098 千円	33.2%
	平均	151,090 千円	45,649 千円	30.2%

- 1 駒込第三保育園の建物等の所有は東京都であるため、減価償却累計率等は算出していない。
- 2 各保育所の減価償却累計率は、建物について追加工事がなければ、築年数に応じて約60%となる。しかし追加工事があるため各保育所の減価償却累計率は低下している。

(6) 公共施設の緊急検査

事実の概要

豊島区においては、平成 13 年と平成 14 年において公共施設の緊急点検を実施した。

平成 13、14 年度ともに、建築後 10 年を経過した区有施設(学校を除く)を対象に、建物の外壁、屋上、手すり、屋根等の検査を豊島区総務部施設課が実施した。

平成 13 年度及び平成 14 年における保育所の検査結果は以下のとおりである。

平成 13 年度検査結果	ランク	ランク	ランク	ランク
保育所数	5 園	5 園	15 園	2 園
割合(%)	18.5%	18.5%	55.5%	7.4%
平成 14 年度検査結果				
保育所数	1 園	4 園	12 園	10 園
割合(%)	3.7%	14.8%	44.4%	37.0%

(注 1) ランクの意味 : 早急な改善が必要である : 詳細な調査の上、改修が必要
: 調査の上、検討を要する : 落下の危険性は少ないと思われる

(注 2) 巣鴨第一保育園については、平成 8 年に大規模改修工事が行われた。よって検査の対象となっていないため 27 園のみ集計している。

平成 13 年に にランクづけされた保育所のうち平成 13 年中に修繕された保育所は 3 園で、平成 14 年度における修繕される予定の保育所は 2 園である。主に外壁の剥れが原因であり、ランク に分類された園は直ちに修繕工事が実施されるべきであったが予算との関係で実施が直ちに行われていない。

平成 14 年度にランク に分類された保育所は高松第一保育園であり、建物東面及び南面の庇(2・3 階)のモルタルが浮き上がり、剥離されていた。これに関して、平成 13 年度の修繕工事で応急措置を施し、平成 14 年度に本格的な修繕工事を実施している。

平成 13 年度の緊急検査においては、施設課の職員(技術職)2 人で 1 班体制とし、検査を実施した。しかし、班が 10 班に及んだため評価にばらつきが出たとのことである。このため平成 14 年度においては、評価のバラツキをなくすために班体制はとらないで、同一職員(技術職他)により全施設の検査を実施したとのことである。

意見

緊急検査結果の評価にバラツキが出ていることから、ランク基準を詳細かつ明確にするとともに、専門家との協力により実施することが望まれる。

また、園児の安全上、ランク に分類された保育所についてはスムーズに修繕工事が実施できるように規程化することも必要であると考えます。

(7) 区立保育所施設の修繕計画

事実の概要

建物修繕に対する計画として「保育所環境整備計画」が存在していた。これは、昭和 63 年に作成したもので、その概要は以下のとおりである。

工事名	工期	実施予定園
内装工事	12 年毎	毎年 2～3 園予定
外装工事	18 年毎	毎年 1～2 園予定
給食室改修工事	園舎内装改修及び 赤水対策に連動	毎年 1～2 園予定
屋上防水工事	屋上園庭使用 5 年毎	-
	屋上使用なし 10 年毎	

(注) 一部の修繕計画は省略している。

上記の工事のうち、各保育所の開園から平成 13 年までの、内装工事の実施状況は以下のとおりである。

なお、昭和 57 年以前の修繕工事については、データがないためここには含めていない。

また、内装工事は、園舎内床改修工事、風呂・便所等のタイルの張替え及び照明他改修電気工事などの工事である。

【内装工事の実施状況】

No	保育所名	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971
1	駒込第一							開園				
2	駒込第二											
3	駒込第三											
4	巢鴨第一				開園							
5	西巢鴨第二									開園		
6	西巢鴨第三											
7	南大塚											
8	東池袋第一											
9	東池袋第二											
10	南池袋											開園
11	西池袋第一										開園	
12	西池袋第二											
13	池袋第一	開園										
14	池袋第二						開園					
15	池袋第三								開園			
16	池袋第五											
17	池袋本町											
18	雑司が谷											
19	高南					開園						
20	目白第一											
21	目白第二											
22	南長崎第一											
23	南長崎第二											
24	長崎											
25	千早第一									開園		
26	要町								開園			
27	高松第一					開園						
28	高松第二								開園			

No	保育所名	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981
1	駒込第一										
2	駒込第二			開園							
3	駒込第三										開園
4	巢鴨第一										
5	西巢鴨第二										
6	西巢鴨第三								開園		
7	南大塚				開園						
8	東池袋第一				開園						
9	東池袋第二					開園					
10	南池袋										
11	西池袋第一										
12	西池袋第二	開園									
13	池袋第一										
14	池袋第二										
15	池袋第三										
16	池袋第五		開園								
17	池袋本町		開園								
18	雑司が谷	開園									
19	高南										
20	目白第一				開園						
21	目白第二									開園	
22	南長崎第一			開園							
23	南長崎第二					開園					
24	長崎			開園							
25	千早第一										
26	要町										
27	高松第一										
28	高松第二										

【内装工事の実施状況】

No	保育所名	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
		2工事		1工事	1工事	6工事	10工事	7工事	3工事	8工事	3工事
1	駒込第一								実施		
2	駒込第二					実施		実施			
3	駒込第三										
4	巢鴨第一						実施				
5	西巢鴨第二									実施	
6	西巢鴨第三						実施				
7	南大塚									実施	
8	東池袋第一							実施			
9	東池袋第二								実施		
10	南池袋	実施									
11	西池袋第一	実施						実施		実施	
12	西池袋第二				実施						
13	池袋第一					実施					
14	池袋第二									実施	
15	池袋第三					実施	実施				
16	池袋第五					実施		実施		実施	実施
17	池袋本町					実施	実施				
18	雑司が谷			実施			実施				
19	高南						実施			実施	
20	目白第一						実施				
21	目白第二									実施	
22	南長崎第一						実施	実施			
23	南長崎第二							実施			
24	長崎						実施				
25	千早第一										実施
26	要町					実施		実施	実施		
27	高松第一									実施	
28	高松第二						実施				実施

No	保育所名	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
		4工事	1工事	1工事		1工事	1工事	3工事		1工事	
1	駒込第一										
2	駒込第二			実施							
3	駒込第三							実施			
4	巢鴨第一					実施					
5	西巢鴨第二						実施				
6	西巢鴨第三							実施			
7	南大塚										
8	東池袋第一										
9	東池袋第二										
10	南池袋							実施			
11	西池袋第一										
12	西池袋第二										
13	池袋第一	実施									
14	池袋第二										
15	池袋第三	実施									
16	池袋第五									実施	
17	池袋本町										
18	雑司が谷		実施								
19	高南										
20	目白第一										
21	目白第二										
22	南長崎第一										
23	南長崎第二										
24	長崎										
25	千早第一	実施									
26	要町	実施									
27	高松第一										
28	高松第二										

1986年(昭和61年)から1990年(平成2年)にかけて、内装工事が集中して行われている。だが、最近の過去10年間に行われた内装工事の回数は少ない。

これは修繕計画に従い各保育所開園から約12年ほどを経過したことにより、修繕を行ったものとする。よって当該計画に従うならば、2001年(平成13年)から2005年(平成17年)に集中的に内装工事が必要となる。

また、上記のタイム・フローチャートを集計すると以下のとおりである。

No	保育園名	内装工事 施行回数	最終内装工事日	最終内装工事日 からの経過年数
1	駒込第一	1回	1989年(平成元年)	13
2	駒込第二	3回	1994年(平成6年)	8
3	駒込第三	1回	1998年(平成10年)	4
4	巣鴨第一	2回	1996年(平成8年)	6
5	西巣鴨第二	2回	1997年(平成9年)	5
6	西巣鴨第三	2回	1998年(平成10年)	4
7	南大塚	1回	1990年(平成2年)	12
8	東池袋第一	1回	1988年(昭和63年)	14
9	東池袋第二	1回	1989年(平成元年)	13
10	南池袋	2回	1998年(平成10年)	4
11	西池袋第一	3回	1990年(平成2年)	12
12	西池袋第二	1回	1985年(昭和60年)	17
13	池袋第一	2回	1992年(平成4年)	10
14	池袋第二	1回	1990年(平成2年)	12
15	池袋第三	3回	1992年(平成4年)	10
16	池袋第五	4回	1991年(平成3年)	11
17	池袋本町	2回	1987年(昭和62年)	15
18	雑司が谷	3回	1993年(平成5年)	9
19	高南	2回	1990年(平成2年)	12
20	目白第一	1回	1987年(昭和62年)	15
21	目白第二	1回	1990年(平成2年)	12
22	南長崎第一	2回	1988年(昭和63年)	14
23	南長崎第二	1回	1988年(昭和63年)	14
24	長崎	1回	1987年(昭和62年)	15
25	千早第一	2回	1992年(平成4年)	10
26	要町	4回	1992年(平成4年)	10
27	高松第一	1回	1990年(平成2年)	12
28	高松第二	2回	1991年(平成3年)	11

保育所間で内装工事の施行回数に差がある。当初の計画である12年毎の内装工事が行われていない保育所は9園ある。

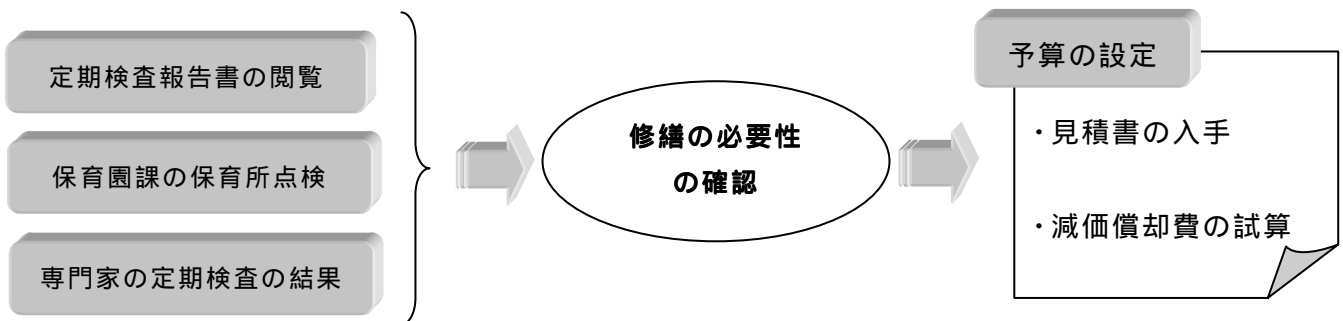
意見

財政的に厳しい状況にある豊島区においては、例えば内装工事の12年周期のように、おおまかな修繕計画では予算獲得は困難であると考えられる。

また現状においては、総務部施設課の予算設定の段階では、単なる見積りによる予算設定の要素が強いとのことである。

これについては、予算段階で可能な限り正確に保育所の整備費を見積もって、予算に反映させることが重要であると考えます。

すなわち、予算編成の際に、定期検査報告書の閲覧・保育園課の保育所点検、専門家による定期検査の結果を踏まえて、修繕の必要性を確かめる必要がある。その上で積上げ方式による予算設定を行う必要がある。



3. 保育料

(1) 保育所別コスト計算 (試算)

事実の概要

平成13年度の豊島区の保育所事業における、発生主義に基づく企業会計的手法による、区立並びに私立保育所毎の行政コストの試算結果は以下のとおりである。

A. 区立保育所

科目	駒込第一	駒込第二	駒込第三	巣鴨第一	西巣鴨第二
保育料	11,312,680	19,540,140	18,297,790	13,158,940	21,314,900
補助金等	39,772,147	35,517,921	36,947,743	28,741,172	36,492,078
収入(A)	51,084,827	55,058,061	55,245,533	41,900,112	57,806,978
人件費	172,020,195	221,901,743	198,999,574	172,594,150	225,489,733
退職給与引当金繰入額	27,774,645	22,929,211	17,310,574	13,393,764	22,877,157
物件費その他	12,974,245	14,374,373	18,074,942	11,945,236	15,363,116
減価償却費	2,524,427	2,422,442	-	10,444,418	2,412,959
不納欠損額	416,520	546,900	48,600	135,900	388,800
行政コスト(B)	215,710,032	262,174,669	234,433,690	208,513,468	266,531,765
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 164,625,205	▲ 207,116,608	▲ 179,188,157	▲ 166,613,356	▲ 208,724,787
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 4,841,918	▲ 5,051,625	▲ 4,479,704	▲ 4,900,393	▲ 4,638,329
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,003,812	▲ 1,035,583	▲ 923,650	▲ 1,015,935	▲ 953,081
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,809,068	▲ 1,991,506	▲ 1,722,963	▲ 2,380,191	▲ 1,987,855

科目	西巣鴨第三	南大塚	東池袋第一	東池袋第二	南池袋
保育料	18,225,320	19,699,140	15,161,080	15,019,350	15,210,680
補助金等	39,718,407	38,613,435	39,495,195	36,820,203	28,421,178
収入(A)	57,943,727	58,312,575	54,656,275	51,839,553	43,631,858
人件費	225,409,118	191,474,502	181,906,590	184,435,377	177,590,268
退職給与引当金繰入額	22,788,037	22,600,171	13,634,043	13,802,330	12,543,146
物件費その他	18,171,303	16,891,445	15,286,464	14,807,762	13,061,737
減価償却費	2,595,268	1,304,046	2,687,111	2,611,951	1,322,052
不納欠損額	56,100	30,900	686,650	11,700	0
行政コスト(B)	269,019,826	232,301,064	214,200,858	215,669,120	204,517,203
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 211,076,099	▲ 173,988,489	▲ 159,544,583	▲ 163,829,567	▲ 160,885,345
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 4,908,746	▲ 4,046,244	▲ 4,431,794	▲ 3,995,843	▲ 4,596,724
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,005,124	▲ 844,604	▲ 916,923	▲ 823,264	▲ 969,189
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,936,478	▲ 1,641,401	▲ 1,753,237	▲ 1,638,296	▲ 1,748,754

科目	西池袋第一	西池袋第二	池袋第一	池袋第二	池袋第三
保育料	15,357,270	11,033,300	16,125,190	14,160,100	12,137,060
補助金等	32,544,430	29,462,071	38,896,664	38,267,984	38,975,145
収入(A)	47,901,700	40,495,371	55,021,854	52,428,084	51,112,205
人件費	211,609,465	181,135,803	177,486,332	207,853,361	218,639,670
退職給与引当金繰入額	23,632,233	13,576,415	14,267,526	16,097,813	16,450,431
物件費その他	15,016,665	12,043,311	15,916,755	14,602,289	14,884,249
減価償却費	1,895,779	1,907,920	3,837,953	1,969,722	2,865,296
不納欠損額	127,200	587,700	132,300	501,800	611,100
行政コスト(B)	252,281,342	209,251,149	211,640,866	241,024,985	253,450,746
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 204,379,642	▲ 168,755,778	▲ 156,619,012	▲ 188,596,901	▲ 202,338,541
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 5,839,418	▲ 5,819,165	▲ 4,232,946	▲ 4,835,818	▲ 5,468,609
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,216,545	▲ 1,163,833	▲ 879,882	▲ 997,867	▲ 1,143,156
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 2,151,365	▲ 1,834,302	▲ 1,702,381	▲ 1,796,161	▲ 2,129,879

科目	池袋第五	池袋本町	雑司が谷	高南	目白第一
保育料	14,208,480	22,175,060	15,475,810	12,798,150	18,144,630
補助金等	37,536,624	31,079,729	36,908,336	30,734,124	33,296,747
収入(A)	51,745,104	53,254,789	52,384,146	43,532,274	51,441,377
人件費	203,596,730	188,321,208	175,493,823	169,510,212	193,158,667
退職給与引当金繰入額	31,559,232	24,397,235	13,563,449	19,351,636	23,475,313
物件費その他	13,601,317	14,506,373	12,644,228	13,262,875	13,815,911
減価償却費	2,656,031	1,587,380	1,998,718	1,922,764	2,816,613
不納欠損額	160,800	184,100	0	0	0
行政コスト(B)	251,574,110	228,996,296	203,700,218	204,047,487	233,266,504
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 199,829,006	▲ 175,741,507	▲ 151,316,072	▲ 160,515,213	▲ 181,825,127
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 5,123,821	▲ 4,393,538	▲ 4,203,224	▲ 4,586,149	▲ 4,784,872
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,057,296	▲ 910,578	▲ 854,893	▲ 966,959	▲ 977,554
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,940,087	▲ 1,793,281	▲ 1,609,745	▲ 1,654,796	▲ 1,836,617

科目	目白第二	南長崎第一	南長崎第二	長崎	千早第一
保育料	24,257,160	17,124,240	13,531,020	16,576,390	21,865,400
補助金等	30,646,326	39,288,752	35,424,121	37,206,889	31,353,440
収入(A)	54,903,486	56,412,992	48,955,141	53,783,279	53,218,840
人件費	210,322,366	214,445,116	201,289,471	191,118,078	185,845,827
退職給与引当金繰入額	22,117,869	16,624,497	22,399,138	15,409,283	14,028,823
物件費その他	15,124,922	15,177,789	13,936,186	16,248,124	14,206,491
減価償却費	3,349,497	2,389,277	2,733,651	2,790,099	3,903,753
不納欠損額	575,940	0	234,800	223,900	511,300
行政コスト(B)	251,490,594	248,636,679	240,593,246	225,789,484	218,496,194
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 196,587,108	▲ 192,223,687	▲ 191,638,105	▲ 172,006,205	▲ 165,277,354
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 4,794,808	▲ 4,688,383	▲ 5,179,408	▲ 4,300,155	▲ 4,237,881
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,002,995	▲ 961,118	▲ 1,082,701	▲ 900,556	▲ 865,326
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 2,026,671	▲ 1,866,249	▲ 2,038,703	▲ 1,791,731	▲ 1,636,409

科目	要町	高松第一	高松第二	区立28園合計
保育料	15,580,150	7,939,330	17,077,310	452,506,070
補助金等	40,743,415	28,299,520	29,648,590	980,852,386
収入(A)	56,323,565	36,238,850	46,725,900	1,433,358,456
人件費	208,048,151	149,852,729	204,593,371	5,444,141,630
退職給与引当金繰入額	40,568,905	12,122,310	33,667,200	562,962,386
物件費その他	14,964,550	13,130,648	14,133,188	408,166,487
減価償却費	3,169,396	1,573,395	1,738,264	73,430,182
不納欠損額	0	260,900	0	6,433,910
行政コスト(B)	266,751,002	176,939,982	254,132,023	6,495,134,595
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 210,427,437	▲ 140,701,132	▲ 207,406,123	▲ 5,061,776,139
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 5,132,377	▲ 5,411,582	▲ 5,761,281	▲ 4,784,287
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 1,062,765	▲ 1,099,228	▲ 1,198,879	▲ 989,014
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 2,023,341	▲ 1,954,182	▲ 2,183,222	▲ 1,871,959

計算方法に係る注記

- (注1) 人件費には、保育所事業に従事する区職員の人件費も含めている。
- (注2) 物件費その他は、特定の保育所で発生した行政コストについては当該保育所で計上し、保育所に共通して発生した行政コストについては、園児数等によって按分計算している。
- (注3) 減価償却費は、「第3章 2 経費 (5) 区立保育所の老朽化」において減価償却累計率を算出した際の減価償却費の額を使用している。

B.私立保育所

科目	若草	みのり	椎名町ひまわり	愛の家	千早子どもの家	しいの実	私立6園合計
保育料	18,059,460	5,666,250	12,244,650	6,603,040	9,886,920	6,517,880	58,978,200
補助金等収入	55,387,043	19,658,925	28,453,593	23,096,493	28,470,288	28,164,427	183,230,769
収入(A)	73,446,503	25,325,175	40,698,243	29,699,533	38,357,208	34,682,307	242,208,969
補助金等支出	211,695,560	86,309,654	122,784,825	99,968,775	115,267,396	104,143,687	740,169,897
行政コスト(B)	211,695,560	86,309,654	122,784,825	99,968,775	115,267,396	104,143,687	740,169,897
(差引)純行政コスト(A-B)	▲ 138,249,057	▲ 60,984,479	▲ 82,086,582	▲ 70,269,242	▲ 76,910,188	▲ 69,461,380	▲ 497,960,928
ゼロ歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 2,094,683	▲ 2,651,499	▲ 2,487,472	▲ 2,927,885	▲ 2,197,434	▲ 3,307,685	▲ 2,465,153
4歳児換算保育園児一人当たり行政コスト	▲ 571,277	▲ 717,464	▲ 608,049	▲ 688,914	▲ 591,617	▲ 771,793	▲ 635,154
定員保育園児一人当たり行政コスト	▲ 864,057	▲ 1,016,408	▲ 1,368,110	▲ 1,003,846	▲ 1,281,836	▲ 2,315,379	▲ 1,131,729

計算方法に係る注記

(注 1) 補助金等収入の内訳は、国庫負担金、都負担金及び都補助金等である。

(注 2) 補助金等支出の内訳は、豊島区から私立保育所への補助金及び保育所事業に従事する区職員の人件費の金額である。

純行政コストは、保育所事業による豊島区の財政負担額を表す。

区立保育所は、1 保育所当たり約 1 億 5 千万円から約 2 億円の財政負担となっている。一方、私立保育所は、1 保育所当たり約 6,000 万円から約 1 億円の財政負担となっている。

意見

A. 保育所別の採算管理

現状では、豊島区においては、保育所別の調定額・収入額は把握されていない。しかし、民間企業においては、収入・原価の発生場所である事業所別あるいは工場別に損益や原価を把握して利益管理に役立てている。

公立保育所においても園別の採算管理によって、改善点及び統廃合等の把握及び検討は必要であると考ええる。

保育所事業は、その本来的な機能からいって採算が採れる事業ではなく、また福祉の分野において採算を考えて運営を行うべきではないという意見もある。

しかし、どの保育所がどの程度区税を費消しているか、つまり保育所別の採算を把握し毎年度比較・分析することは、税金を使う立場からは必要なことであると考ええる。

今後、施設の統廃合及び民営化を検討・実施するに当たっては、保育所別の収入及び支出を作成し分析することが有用と考えられる。

B. 保育所別の採算管理の方法

保育所の採算管理を行うためには、特定の保育所で発生する収入及び支出については当該保育所に直接賦課すればよいが、保育所に共通して発生する収入及び支出は、各保育所に配賦する必要がある。

その際以下のような、学校法人会計における共通費の按分基準などを用いることが有用であると考ええる。

文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について」によれば、「…共通収入及び共通経費の配分は、当分の間原則として当該関係部門、学部・学科等における在学者数、教(職)員数、使用時間又は使用面積等妥当と考えられるものの比率による。」と規定されている。

以下考えられる保育所事業における共通経費・共通収入とその按分基準を例示すると以下のとおりとなる。

共通経費・共通収入	按分基準の例
火災保険料	園舎使用面積
消耗品費	園児数
法定福利費	教職員数

(2) 入園児童の入園基準への合規性

事実の概要

豊島区における保育所の入園基準は、「東京都豊島区保育の実施及び費用の徴収に関する条例」第2条において次のとおり定められている。

保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 居宅外で労働することを常態としていること。
- 二 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- 三 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 四 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 五 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を、常時、介護していること。
- 六 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 七 前各号に類する状態にあること。

監査の結果

入園児童が入園基準に合致していることを確かめるために、保育所入所申込書等をもとに確認したところ合規性に違反する事実は認められなかった。

(3) 保育料の調定

事実の概要

保育料は現在、応能負担（所得水準に応じて保育料が決定される方法）で調定されている。その概要は以下のとおりである。

保 育 料 基 準 表(平成14年度/月額)

階層	世帯の階層区分		保 育 料 (月 額)								
			4歳以上児		3歳児		3歳未満児				
	定 義		第1子	第2子～	第1子	第2子～	第1子	第2子～			
A	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円			
B	注	前年度区民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円			
C1	1	前年度区民税均等割のみの世帯	1,300	650	1,300	650	1,900	950			
C2	参	前年度区民税所得割4,200円未満	2,000	1,000	2,000	1,000	2,400	1,200			
C3	照	前年度区民税所得割4,200円以上	2,600	1,300	2,700	1,350	3,100	1,550			
D1		前年分の所得税額2,400円未満	5,600	2,800	5,600	2,800	6,700	3,350			
D2	A	" 2,400円以上 13,441円 "	7,200	3,600	7,300	3,650	8,300	4,150			
D3	階	" 13,441円 " 24,000円 "	9,200	4,600	9,300	4,650	9,400	4,700			
D4	層	" 24,000円 " 48,000円 "	10,800	5,400	10,900	5,450	15,400	7,700			
D5	を	" 48,000円 " 72,000円 "	12,600	6,300	12,700	6,350	19,100	9,550			
D6	除	" 72,000円 " 96,000円 "	14,200	7,100	14,300	7,150	21,500	10,750			
D7	い	" 96,000円 " 120,000円 "	15,700	7,850	15,800	7,900	23,600	11,800			
D8	て	" 120,000円 " 144,000円 "	16,900	8,450	17,000	8,500	25,500	12,750			
D9	前	" 144,000円 " 168,000円 "	18,000	10,800	18,200	9,100	27,500	13,750			
D10	年	" 168,000円 " 192,000円 "			9,000	19,500	9,750	29,200	14,600		
D11	分	" 192,000円 " 216,000円 "			20,700	10,350	31,000	15,500			
D12	所	" 216,000円 " 240,000円 "			21,600	10,800	32,500	16,250			
D13	得	" 240,000円 " 264,000円 "			10,800	22,600	13,560	34,200	20,520		
D14	税	" 264,000円 " 288,000円 "						35,700	21,420		
D15	課	" 288,000円 " 312,000円 "						37,200	22,320		
D16	税	" 312,000円 " 336,000円 "						38,500	23,100		
D17	世	" 336,000円 " 360,000円 "						40,000	24,000		
D18	帯	" 360,000円 " 480,000円 "						12,600	15,820	43,400	30,380
D19		" 480,000円 " 600,000円 "								48,900	34,230
D20		" 600,000円 " 720,000円 "								53,700	37,590
D21		" 720,000円以上の世帯	57,500	40,250							

注1:A階層を除いて前年分所得税非課税世帯

※所得税額は住宅借入金等特別控除、外国税額控除、配当控除を適用する前の税額です。※同一世帯から2人以上の児童

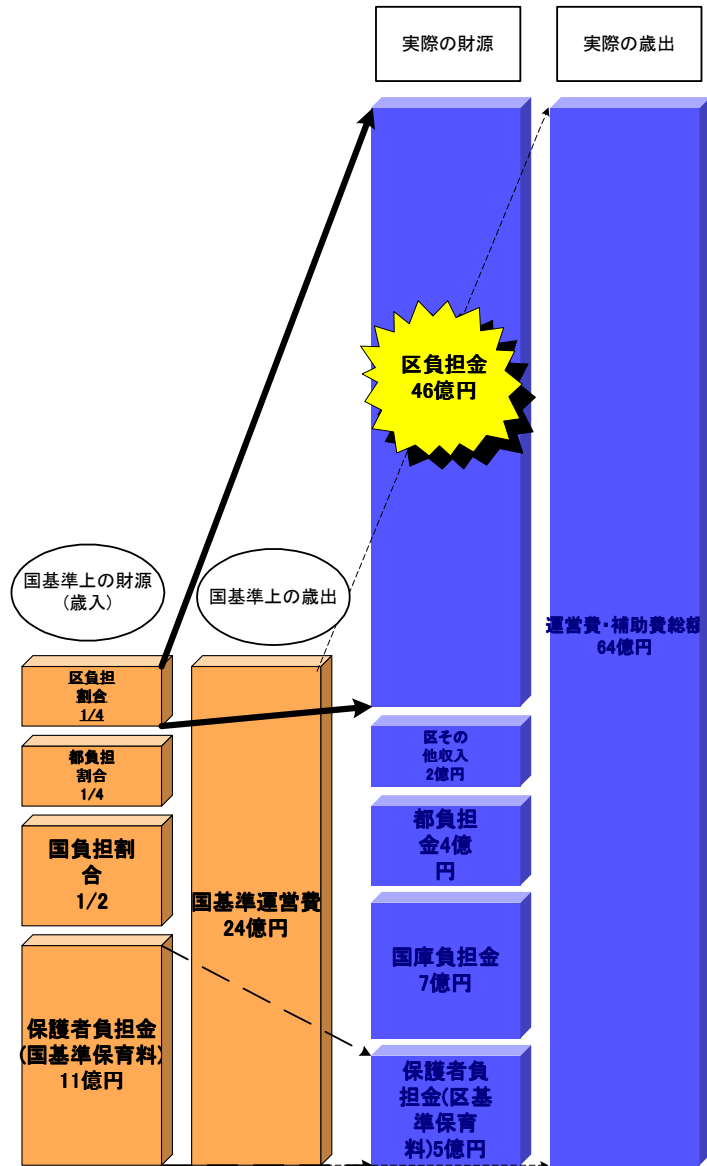
ただし前年度固定資産税の課税されている世帯はつぎのように変更になります。

階層	定 義	区 分	認定する階層
C1	前年分所得税非課税世帯	前年度分の固定資産税が4,000円以上の世帯	C2階層
C2	税世帯	" 6,000円 "	C3 "
C3		" 8,000円 "	D1 "
D1	前年分所得税課税世帯	" 10,000円 "	D2 "

が入所した場合、第1子は年齢の高い児童（同じ年齢の場合はそのうちの1人）とする。

※保育料の年齢は、平成14年4月1日現在の年齢となります。（ただし年度途中の入園の方は入園月の1日現在の年齢となります。）

また、豊島区における保育所運営費の負担割合の関係は以下のとおりである。



保護者負担金(歳入)は、国基準保育料よりも区基準保育料が少ない金額である。一方、運営費(歳出)は、国基準運営費よりも実際の運営費・補助費総額は多い金額である。その結果、豊島区は、国基準上の区の負担割合よりも、多額の財政負担を負っている。

監査の結果

保育料が正しく調定されているかどうかを確かめるために、入園申請関係書類等を閲覧したところ、法規性に違反する事実は認められなかった。

意見

上図のとおり、豊島区は国基準の倍以上の運営費をかけて保育所事業を行い、さらに、保育料の受益者負担は国基準よりも少なくしている。その結果は全て豊島区が負担していることになる。

これについては、「新生としま改革プラン」で求められているコストと負担の見直しの観点から、現在の応能負担の調定方法に加えて、応益負担による保育料の調定も考慮すべき時期に来ていると考える。保育サービスを受ける人は、原則として当該サービスの内容に合った負担をしてもらう（受益者負担）という考え方を採りいれることも必要と考える。

(4) 滞納保育料の徴収手続

事実の概要

豊島区における区立保育所及び私立保育所の保育料の滞納状況は次のとおりである。

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
収入未済額	72,667千円	83,714千円	81,736千円	72,171千円	65,508千円
不納欠損額	8,949千円	8,678千円	8,701千円	10,957千円	8,572千円
現年の収入歩合	94.5%	94.6%	95.2%	96.4%	97.6%

また、平成13年度の不納欠損の内容は以下のとおりである。

	区立	私立	合計
転居先不明	3,025,790円	336,300円	3,362,090円
	35件	6件	41件
生活困窮	4,892,450円	317,500円	5,209,950円
	37件	6件	43件
合計	7,918,240円	653,800円	8,572,040円
	72件	12件	84件

このように毎年10百万円前後の不納欠損が発生している。

保育料は公法上の債権であり、消滅時効の適用は5年である。なお、児童福祉法改正により保育の実施は公法上の契約関係になったが、延納を理由にした保育の実施解除はできないとの見解が国より示されている。

保育実施の解除による滞納発生防止という手段は採れないので、滞納は未然に防ぐことと、滞納が発生した場合即時に対応することが有効となる。

区は昨年度より、金額、年数で特に問題がある世帯（金額は20万円以上、3年以上滞納）に対して年1回の戸別徴収をしている（7月に実施）。今年の個別訪問先は45件であり、滞納金額合計金額19,526,000円である。

その結果、所在不明4件、留守14件、自己破産1件、分納誓約書受け取り15件、来庁日時を明記した来庁相談誓約書受け取り9件、現金納付3件（計33,000円）である。この45件中、入園以来一度も保育料を支払ったことのない世帯が7件であり、滞納金額3,671,920円である。

意見

区はこのような中で延納保育料の解消策として、区立については、昨年10月分より督促状を園長が直接手渡しする、口座振替を促進するなどの対策をとっているが、特に悪意の滞納者に対しては公法上の債権であることから、強制執行も積極的に検討すべきものとする。

また、滞納の理由としては、生活困窮が主なものであるが、保育料の算定には年度中の減免規定があるので、これを十分に活用すればある程度は未然に防げるものとする。

(5) 延長保育

事実の概要

豊島区の区立保育所及び私立保育所における延長保育の実施状況は以下のとおりである。

内訳	区立保育所	私立保育所
延長保育なし	5 園	0
午後 7 時 15 分まで	20 園	5 園
午後 8 時まで	3 園	0
午後 10 時 15 分まで	0	1 園
合計	28 園	6 園

(注) 延長保育を午後 10 時 15 分まで実施している園は、しいの実保育園であり、夜間保育の実施園である。

また、豊島区の延長保育料は月 4,000 円(しいの実保育園は月 6,000 円)、延長保育のスポット利用(1 日単位の利用)は 1 日 400 円(椎名町ひまわり保育園は 500 円)である。

東京都豊島区立保育所延長保育実施要綱に基づき、区立保育所の延長保育の定員は 20 名となっている。

豊島区における私立保育所の延長保育の定員は、みのり保育園、愛の家保育園、千早子どもの家保育園が 20 名であり、若草保育園、椎名町ひまわり保育園及びしいの実保育園が 30 名となっている。

また、平成 13 年度における、保育所別及び月別の延長保育の利用状況(6 時 45 分時点)は以下のとおりである。

保育園名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者	利用者合計	登録者合計	利用率
駒込第二	4	6	6	7	5	6	5	6	7	9	7	9	77	191	40.3%
駒込第三	9	10	13	9	7	9	10	11	10	11	12	11	122	217	56.2%
西巢鴨第二	6	6	5	6	5	8	6	6	7	6	6	7	74	122	60.7%
西巢鴨第三	12	11	12	11	9	13	13	12	15	14	12	14	148	275	53.8%
南大塚	9	8	9	8	8	7	7	10	9	11	8	11	105	167	62.9%
東池袋第一	7	11	10	8	8	11	10	8	11	11	13	11	119	231	51.5%
南池袋	5	5	5	5	6	6	7	7	9	9	8	10	82	170	48.2%
西池袋第一	3	3	4	4	2	4	5	4	6	7	7	6	55	147	37.4%
西池袋第二	7	7	8	8	7	6	7	6	7	8	8	7	86	223	38.6%
池袋第一	9	11	10	11	9	11	11	11	12	9	9	10	123	180	68.3%
池袋第二	11	11	12	11	9	10	11	11	10	9	9	9	123	150	82.0%
池袋第三	10	12	13	11	9	9	12	11	15	13	11	11	137	216	63.4%
池袋第五	9	10	9	10	8	11	13	12	9	9	7	8	115	184	62.5%
池袋本町	7	7	10	9	7	8	8	8	8	8	8	8	96	227	42.3%
雑司が谷	5	3	4	6	5	6	7	8	4	5	5	5	63	82	76.8%
目白第一	4	3	3	4	2	5	5	5	6	5	5	5	52	69	75.4%
目白第二	11	14	12	12	11	10	10	10	12	10	10	12	134	299	44.8%
南長崎第一	6	7	8	6	6	7	10	8	7	8	9	9	91	221	41.2%
南長崎第二	0	0	0	1	0	1	2	2	2	2	3	3	16	45	35.6%
長崎	9	8	6	6	6	8	11	8	7	7	4	7	87	198	43.9%
千早第一	7	10	11	10	7	10	11	9	11	11	8	8	113	225	50.2%
要町	8	8	8	6	5	7	7	8	8	11	10	10	96	242	39.7%
高松第二	5	6	5	6	5	6	7	8	9	8	7	8	80	158	50.6%
区立計	163	177	183	175	146	179	195	189	201	201	186	199	2194	4239	51.8%

若草	21	25	26	25	19	24	24	21	23	21	24	25	278	311	89.4%
みのり	6	8	8	8	6	9	9	10	9	9	10	9	101	104	97.1%
椎名町ひまわり	18	19	17	18	16	19	20	21	21	22	21	18	230	231	99.6%
愛の家	7	7	10	11	8	10	11	8	10	11	10	13	116	182	63.7%
千早子どもの家	2	2	4	4	4	3	5	6	8	7	5	5	55	118	46.6%
私立計	54	61	65	66	53	65	69	66	71	70	70	70	780	946	82.5%
しいの実	25	27	28	28	26	28	28	28	28	26	26	26	324	359	90.3%

(注) しいの実保育園は都内に 2 ヲ所しかない夜間保育所である。基本保育時間を午前 11 時 15 分から午後 10 時 15 分までとしているため、延長保育時間は基本保育時間の前、午前 8 時 15 分から午前 11 時 15 分までとなっている。

延長保育の登録者に対する利用者の比率(利用率)は、区立保育所の平均は 51.8%である。一方、私立保育所の利用率は 82.5%となっている。

意見

延長保育の登録者に対する利用者の比率である利用率に関して、上表のように区立保育所では 51.8%であるのに対して、私立保育所では 82.5%と 30%以上の差がある。

区立保育所では延長保育についても保育に欠ける(午後 6 時 15 分までの開所時間内に引き取りに來れない)という観点から審査を行っているのに対し、私立保育所における延長保育は自主事業としての位置付けであることから単純に比較することはできないが、区立の延長保育の利用率が低い原因は今後十分に分析される必要がある。そのため延長保育等に関して保護者に匿名によるアンケート調査(顧客満足度調査)を実施することが必要と考える。

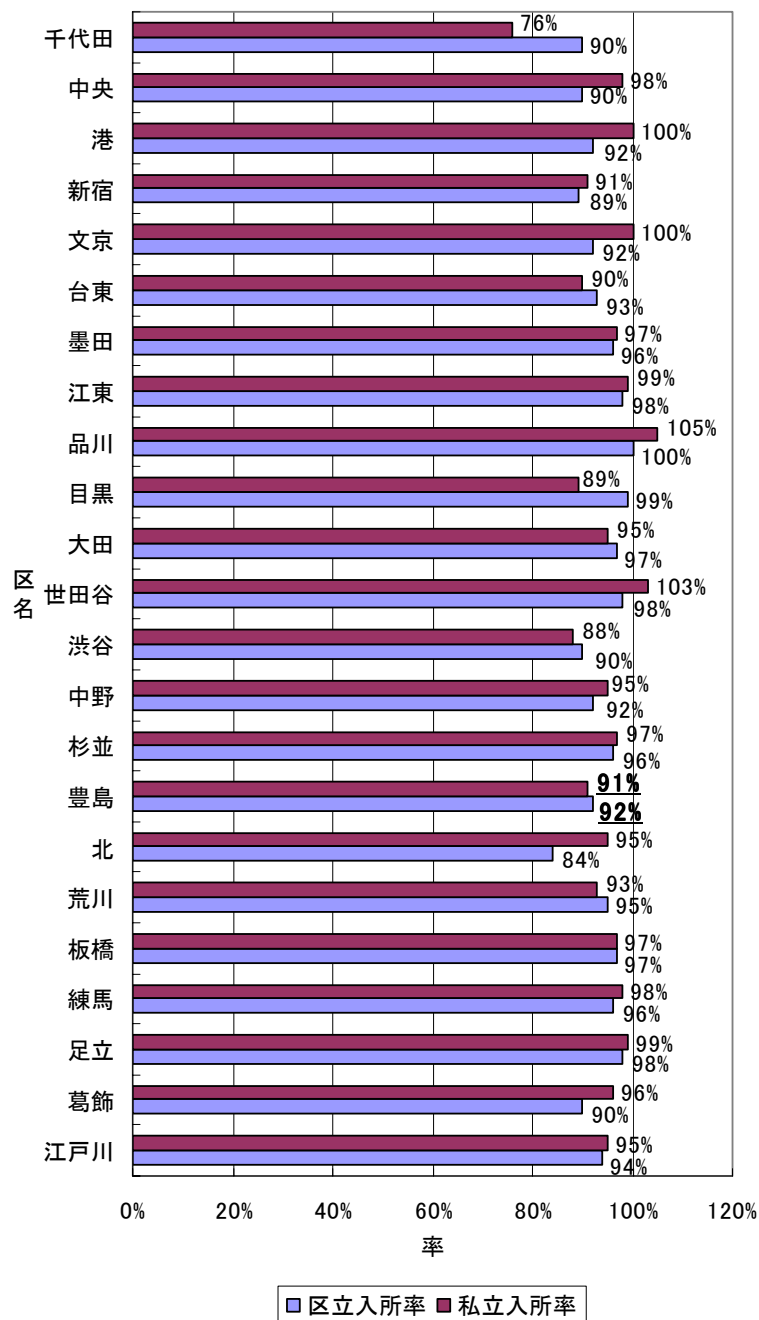
また、東京都豊島区立保育所延長保育実施要綱においては、延長保育実施園に常勤保育士 1 名及びパート職員 1 名を配置することが規定されており、延長保育の実施には当然コストがかかることとなるため、利用の実態や費用対効果については今後検討が必要と考える。

(6) 定員数の確保

事実の概要

定員数に占める入園者数の割合を入所率と言い、入所率が100%以下の場合には定員割れが生じていることを表す。平成13年4月1日時点での東京23区の入所率は以下のとおりである。

23区入所率の比較



100%を超える区もあるなかで豊島区は、比較的多くの欠員が生じていると言える。欠員の原因として、調査時点における地域の入園需要が満たされていることが考えられる。

また、東京23区における歳児別の待機児童率は以下のとおりである。(平成14年4月1日) なお、待機児童率は、待機児童数を入所児童数で除して算出している。

また、豊島区在住児童をカウントしているため、管外受託児(他区在住で豊島区立保育所の入園児)を含めず、委託児(豊島区在住で他区立保育所の入園児)を含めている。待機児童数は国の定義によるものであり、保育室や保育ママ等の自治体独自の保育施策により保育されている場合や、近隣園に欠員があるにもかかわらず特定の園のみを希望する場合は待機児童数には含めていない。

区・市・村・名	施設数	定員	0歳			1歳			2歳			3歳			4歳以上児			計		
			入所児童数	待機児童数	待機率	入所児童数	待機児童数	待機率	入所児童数	待機児童数	待機率	入所児童数	待機児童数	待機率	入所児童数	待機児童数	待機率	入所児童数	待機児童数	待機率
千代田区	7	530	38	0	0.0%	85	0	0.0%	101	0	0.0%	81	0	0.0%	147	0	0.0%	452	0	0.0%
中央区	13	1,246	74	4	5.4%	185	15	8.1%	206	2	1.0%	237	13	5.5%	426	3	0.7%	1,128	37	3.3%
港区	18	1,727	128	10	7.8%	271	46	17.0%	317	33	10.4%	312	7	2.2%	593	3	0.5%	1,621	99	6.1%
新宿区	39	3,309	248	6	2.4%	457	23	5.0%	559	15	2.7%	581	12	2.1%	1,096	1	0.1%	2,941	57	1.9%
文京区	20	1,765	145	11	7.6%	281	28	10.0%	310	20	6.5%	351	14	4.0%	649	7	1.1%	1,736	80	4.6%
台東区	22	1,928	117	3	2.6%	247	0	0.0%	340	5	1.5%	350	5	1.4%	672	0	0.0%	1,726	13	0.8%
墨田区	39	3,763	212	32	15.1%	451	27	6.0%	575	38	6.6%	689	35	5.1%	1,427	7	0.5%	3,354	139	4.1%
江東区	52	4,958	267	58	21.7%	652	49	7.5%	834	64	7.7%	1,025	31	3.0%	2,134	10	0.5%	4,912	212	4.3%
品川区	45	3,733	325	42	12.9%	595	68	11.4%	671	21	3.1%	733	14	1.9%	1,479	8	0.5%	3,803	153	4.0%
目黒区	25	2,317	208	7	3.4%	339	22	6.5%	407	12	2.9%	436	0	0.0%	832	0	0.0%	2,222	41	1.8%
大田区	77	8,222	574	27	4.7%	1,178	92	7.8%	1,423	34	2.4%	1,594	15	0.9%	3,301	16	0.5%	8,070	184	2.3%
世田谷区	73	6,430	366	35	9.6%	1,024	101	9.9%	1,184	67	5.7%	1,326	34	2.6%	2,628	1	0.0%	6,528	238	3.6%
渋谷区	27	2,144	128	14	10.9%	273	12	4.4%	317	10	3.2%	338	5	1.5%	650	3	0.5%	1,706	44	2.6%
中野区	37	3,291	195	7	3.6%	451	11	2.4%	508	16	3.1%	588	7	1.2%	1,081	0	0.0%	2,823	41	1.5%
杉並区	55	4,816	346	24	6.9%	739	38	5.1%	857	13	1.5%	887	22	2.5%	1,790	11	0.6%	4,619	108	2.3%
豊島区	34	3,144	192	1	0.5%	424	24	5.7%	504	9	1.8%	548	3	0.5%	1,031	1	0.1%	2,699	38	1.4%
北区	48	4,828	228	0	0.0%	590	31	5.3%	742	20	2.7%	715	0	0.0%	1,550	0	0.0%	3,825	51	1.3%
荒川区	27	2,723	164	8	4.9%	355	13	3.7%	477	30	6.3%	512	5	1.0%	1,139	4	0.4%	2,647	60	2.3%
板橋区	83	7,647	516	11	2.1%	1,065	124	11.6%	1,371	81	5.9%	1,552	14	0.9%	3,225	18	0.6%	7,729	248	3.2%
練馬区	73	7,525	484	1	0.2%	1,110	59	5.3%	1,338	102	7.6%	1,464	52	3.6%	3,057	1	0.0%	7,453	215	2.9%
足立区	85	8,476	367	14	3.8%	1,066	96	9.0%	1,465	61	4.2%	1,762	74	4.2%	3,724	39	1.0%	8,384	284	3.4%
葛飾区	69	7,616	429	11	2.6%	970	47	4.8%	1,180	30	2.5%	1,416	7	0.5%	3,034	5	0.2%	7,029	100	1.4%
江戸川区	80	9,356	124	37	29.8%	1,218	93	7.6%	1,668	95	5.7%	1,862	9	0.5%	3,917	15	0.4%	8,789	249	2.8%
合計	1,048	101,494	5,875	363	6.2%	14,026	1,019	7.3%	17,354	778	4.5%	19,359	378	2.0%	39,582	153	0.4%	96,196	2,691	2.8%

他区における待機児童率が高い0歳児及び1歳児の豊島区の待機児童率は比較的低い値を示している。

次に、豊島区における平成14年3月1日現在の保育所別の入所率（入園者数 / 定員数）は以下のとおりである。

保育園名	0歳			1歳			2歳			3歳			4歳以上			入所人数	定員	欠員	待機	入所率
	欠員	入所	待機	欠員	入所	待機	欠員	入所	待機	欠員	入所	待機	欠員	入所	待機					
駒込第一	0	7	4	1	14	1	0	15	1	3	17	0	4	29	0	82	90	8	6	91.1%
駒込第二	0	11	5	0	13	0	0	18	1	0	21	0	0	40	0	103	103	0	6	100.0%
駒込第三	0	9	3	0	15	3	0	19	0	0	20	0	6	34	0	97	103	6	6	94.2%
巢鴨第一	0	9	5	0	12	1	0	12	1	0	12	0	0	25	0	70	70	0	7	100.0%
西巢鴨第二	0	14	3	0	15	0	0	17	1	0	16	0	0	43	0	105	104	0	4	101.0%
西巢鴨第三	0	11	6	0	14	4	0	18	3	0	20	0	2	43	0	106	108	2	13	98.1%
南大塚	0	12	9	0	14	6	1	16	1	0	20	1	5	37	0	99	105	6	17	94.3%
東池袋第一	0	7	8	0	16	3	0	14	1	0	19	1	0	34	0	90	90	0	13	100.0%
東池袋第二	0	10	5	0	15	2	0	18	2	0	18	0	1	38	0	99	100	1	9	99.0%
南池袋	0	9	6	0	11	0	0	17	1	0	20	0	4	30	0	87	91	4	7	95.6%
西池袋第一	0	9	1	0	12	0	0	16	0	5	15	0	3	35	0	87	95	8	1	91.6%
西池袋第二	1	4	2	0	17	1	1	12	1	8	12	0	7	30	0	75	92	17	4	81.5%
池袋第一	0	10	10	0	12	6	0	15	2	1	16	0	0	36	1	89	90	1	19	98.9%
池袋第二	0	7	5	0	16	1	3	15	0	2	18	0	3	41	0	97	105	8	6	92.4%
池袋第三	0	8	3	0	14	2	0	16	1	2	17	0	0	38	1	93	95	2	7	97.9%
池袋第五	1	9	3	0	17	1	0	16	0	5	16	0	4	35	0	93	103	10	4	90.3%
池袋本町	0	12	3	1	12	1	0	17	0	4	14	0	2	36	0	91	98	7	4	92.9%
雑司が谷	0	10	2	0	13	0	0	15	0	0	19	0	2	31	0	88	90	2	2	97.8%
高南	0	8	4	0	13	0	1	12	0	3	19	0	3	38	0	90	97	7	4	92.8%
目白第一	0	9	6	0	15	1	0	17	0	3	16	0	0	39	0	96	99	3	7	97.0%
目白第二	0	12	3	0	14	1	0	16	1	1	17	0	2	35	0	94	97	3	5	96.9%
南長崎第一	1	10	3	0	13	1	0	19	0	0	18	0	1	41	0	101	103	2	4	98.1%
南長崎第二	0	9	4	0	14	2	0	16	0	3	15	0	1	36	0	90	94	4	6	95.7%
長崎	0	11	1	0	15	1	0	17	0	2	15	0	1	34	0	92	95	3	2	96.8%
千早第一	0	10	2	0	13	0	0	16	1	1	20	1	3	38	0	97	101	4	4	96.0%
要町	0	11	4	0	17	2	0	16	1	0	17	0	1	42	0	103	104	1	7	99.0%
高松第一	0	5	0	0	11	1	0	10	0	4	11	0	4	27	0	64	72	8	1	88.9%
高松第二	0	9	6	0	12	2	0	19	0	0	19	0	3	33	0	92	95	3	8	96.8%
区立合計	3	262	116	2	389	43	6	444	19	47	477	3	62	998	2	2570	2689	120	183	95.6%

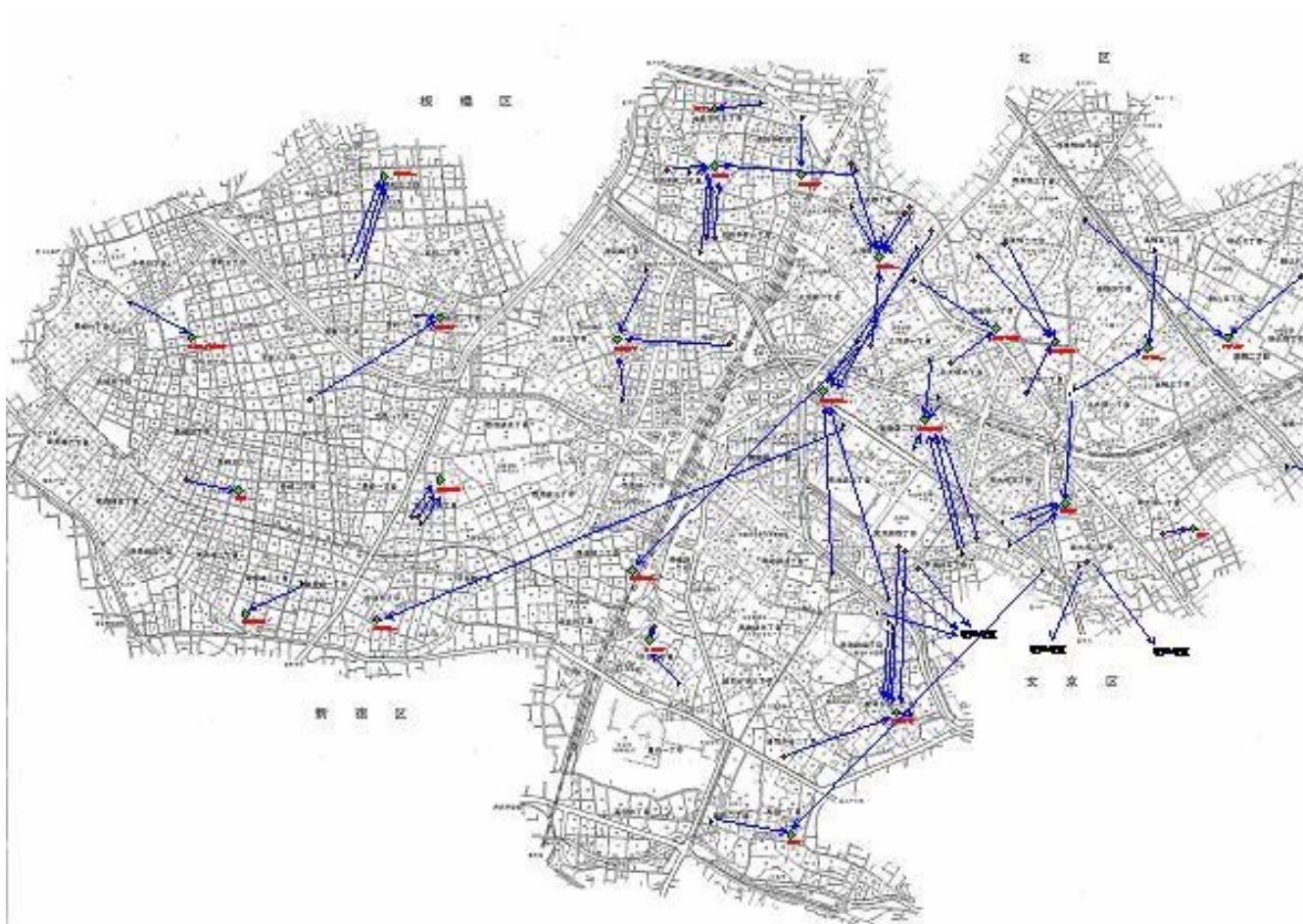
若草	0	20	8	0	29	0	0	30	1	0	31	1	8	42	0	152	160	8	10	95.0%
みのり	0	3	2	0	9	0	2	8	0	1	11	0	9	17	0	48	60	12	2	80.0%
椎名町ひまわり	0	10	1	0	10	2	0	9	0	0	11	0	4	16	0	56	60	4	3	93.3%
愛の家	0	0	0	0	6	0	0	12	0	1	15	0	5	30	0	63	70	6	0	90.0%
千早子どもの家	0	8	3	0	11	1	0	12	0	0	12	1	0	21	0	64	60	0	5	106.7%
しいの実	0	5	0	1	4	0	0	5	0	0	5	0	0	10	0	29	30	1	0	96.7%
私立合計	0	46	14	1	69	3	2	76	1	2	85	2	26	136	0	412	440	31	20	93.6%

区立・私立合計	3	308	130	3	458	46	8	520	20	49	562	5	88	1134	2	2982	3129	151	203	95.3%
----------------	----------	------------	------------	----------	------------	-----------	----------	------------	-----------	-----------	------------	----------	-----------	-------------	----------	-------------	-------------	------------	------------	--------------

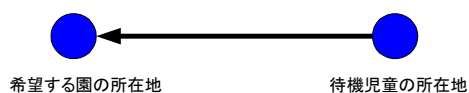
入所率に関しては、区立及び私立の間に特に差はみられない。入所率が低いすなわち人気が相対的にない保育所は、主に駅から遠い保育所である。

豊島区における保育所待機児童(平成 14 年 10 月 1 日時点)の分布図は以下のとおりである。

図中におけるマークは、待機児童の所在地を表している。



例示



豊島区における保育所待機児童は、山手線の内側に偏っていることがわかる。

意見

豊島区の区立保育所の中に、入所率（入園者数 / 定員数）が特に低い保育所がある。

保育所名	入所率(入園者数 / 定員数)	
	14年4月1日時点	14年3月1日時点
西池袋第二	69.6%	81.5%
高松第一	72.2%	88.9%
高南	78.4%	92.8%

欠員は一般に年度始めが一番多く、平成14年4月1日時点の欠員は、区立277名、私立52名、合計329名であり、14年3月1日時点では、区立120名、私立31名、合計151名である。

保育士が定員数に応じて配置されている現状においては、できるだけ入所率を上げ欠員数を減少させるべきであると考えます。

そのため、欠員情報をホームページ等で積極的に開示し、すこしでも入園児数の増加を図ると同時に、定員数を適切に見積もる必要があると考えます。

その上でなお欠員が続くようであれば、園の統廃合を視野に入れた検討も必要と思われる。

4. 保育所事業の今後の課題

(1) 豊島区の保育所事業の今後の展開

事実の概要

豊島区は、財政健全化のために事業全般を見直している。保育所も例外でなく、現在保育園課にて検討中とのことである。

方向性としては現時点では、民間活力を利用した一定数の民営化、施設の統廃合、老朽化施設の改修の際に待機児童解消や子育て支援スペースの確保等を検討している。現在、民営化が決まっているのは、南池袋保育園のみである。

意見

小泉内閣における聖域なき構造改革の一環の待機児童ゼロ作戦は、待機児童の解消が目的であるが同時に最小のコストで最良・最大のサービスを期待しているものである。

「仕事と子育ての両立支援の方針について」(平成 13 年 7 月 6 日閣議決定)

1 基本方針

- (1) 待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、待機児童の多い都市の保育施設を重点整備する。
- (2) 保育の拡充は公立及び社会福祉法人を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う。
- (3) 学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育のために弾力的に活用する。また、駅など拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う。

2 具体的目標・施策

- ・ 待機児童ゼロ作戦
保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い都市を中心に、平成 14 年度中に 5 万人、さらに平成 16 年度までに 10 万人、計 15 万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、最小のコストでの実現を図る。
- ・ 新設保育所については、学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して社会福祉法人、企業、NPO 等をはじめ民営で行うことを基本とする。
- ・ 上記民営保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。また、待機児童のいる市町村は公設民営保育所整備計画の策定に努める。
- ・ 保育所の定員の弾力化や設置基準の緩和、保育所・保育施設を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置許可を迅速に行なう。

豊島区における待機児童は比較的少ないが、保育所事業のコストを軽減する方法として、上記の「仕事と子育ての両立支援の方針について」及び待機児童ゼロ作戦は参考になると考える。

上記の方針・作戦、規制改革推進 3 か年計画(改訂)(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)及び児童福祉法の改正を踏まえ、保育所事業の財政負担を軽減するため及び民間を活用する施策として、豊島区が現在検討している施策も含めて以下の施策があると考えます。

- A. 民間による(認可)保育所事業の推進
- B. 認可外保育所の活用
- C. 分園の設置(学校空き教室の利用)
- D. 家庭福祉員の利用
- E. 保育所施設と他の施設との併設

以下それぞれの施策について、他の都道府県及び区市町村における実施状況、豊島区における実施状況及び利点・問題点を検証する。

(2) 民間による(認可)保育所事業の推進

意見

従来、保育所の設置・運営主体は、自治体か、民間といっても社会福祉法人のみであった。

しかし、平成 12 年の規制緩和で民間企業が認可保育所を設置・運営することが可能となるとともに、学校法人も認可保育所の設置・運営が可能となっている。

東京都三鷹市では新設保育所の運営を民間企業に委託し、市が直接運営した場合には約 1 億 8 千万円かかると試算していた財政負担が、概ね半分の約 8,400 万円の委託料で契約できたとのことである。

また、近隣の中野区では平成 14 年度以降一部の区立保育所を民間に運営委託する方針であり、区は運営に当たる社会福祉法人等に対し開設準備に必要な経費の補助を行う予定である。

民間による保育所運営の利点として、自治体直営に比べて区の財政負担を削減できる可能性があることが挙げられる。

豊島区においても、民間による保育所運営の実例、利点等を考慮し、区立保育所の民間への運営委託、民間による保育所設置・運営の募集や補助金の交付等を検討することが必要であると考えます。

(3) 認可外保育所の活用

意見

自治体独自基準による認可外保育所活用型の待機児童解消策が広がっている。東京都の認証保育制度、横浜市の横浜保育室制度及び仙台市のせんだい保育室制度などがある。

東京都における認証保育所制度は、平成13年12月「福祉改革推進プラン」で保育施策の重点策として位置付けられた。東京都の認証保育所の目的は、大都市の特性に鑑み、独自の基準を設定して、多様なニーズへの対応や待機児解消を図ることである。平成14年12月1日時点でA型認証保育所の数は60箇所となっており、豊島区にも1箇所のA型認証保育所がある。

企業など誰でも設置運営が可能なA型認証保育所の特徴は以下とおりである。

- A. 自治体独自の基準に基づく認可外保育施設
- B. 利用者と保育所が直接利用契約できる
- C. 保育料は国基準を上限にして保育所が自由に決められる
- D. 運営費が国の保育料単価をベースにして東京都と区市町村から補助される
- E. 改装経費の一部が東京都と区市町村から補助される

東京都の認証保育所制度の利点としては、以下の点があると言われている。

- ・ 現在の認可保育所の受入基準に合わない預け方（週2、3日、土日、短時間、月極など）も可能になることが期待できる。
（注）但し、東京都の基準では、月160時間以上の保育が必要である。
- ・ 各種サービスに対する需要にも柔軟に対応できる。つまり、民営であれば、ニーズに応じたサービスの多様化が図られる。
- ・ 保育料を上限はあるが、自由に設定できる。
- ・ 駅前など利用者の便利な場所に設置できる。
- ・ 待機児童が多いゼロ歳児保育が義務付けられている。
- ・ 一般的に利用ニーズの高い延長保育の実施が義務付けられている。
- ・ ベビーホテル等よりも保育の質等の点で信頼性がある。

一方、東京都の認証保育所制度の問題点としては、以下の点があると言われている。

- ・ 民間事業者が過度の採算性を考慮する結果として、正規職員を減らして非常勤職員を増やすと、特定の保育士による継続した保育が実施されない可能性がある。
- ・ A型認証保育所(駅前型)などは、園庭がないことや防災面の心配がある。

豊島区において、東京都の認証保育所制度を活用する場合には、ホームページ・区報等で認証保育所の民間事業者の募集に努める等の方法が必要であると考えられる。

(4) 公立保育所の分園の設置 (学校空き教室の利用)

意見

公立保育所の分園の設置は、平成 10 年度から可能となっている。平成 13 年度からは、分園開設時の初度設備費、各種運営経費について国から助成金が交付されている。

また、平成 14 年 5 月 21 日に「保育所分園の設置運営について」(平成 10 年 4 月 9 日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局発 第 302 号)の一部改正が行なわれた。主な改正内容は以下のとおりである。

2 箇所までしか認められていなかった分園の上限の撤廃

1 分園の規模は原則として 30 人未満とするが、中心保育所の規模や中心保育所との距離等を勘案して一体的な運営が可能であれば 30 人以上とすることができる。

分園の土地や建物については保育所の設置主体が原則として所有権を持っていなければならなかったが、学校の空き教室や公民館、公営住宅などといった公共施設も使えるように国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許諾を受けていることも可能とする。

平成 14 年 3 月時点で、公立保育所の分園設置は全国で 111 ヲ所となっており、うち公立学校の余裕教室を活用した保育所分園は 13 ヲ所となっている。

豊島区においては全般的に公共施設が多く、また近隣の練馬区においては学校の空き教室を利用した保育が行なわれているとのことである。

よって、学校空き教室等の公共施設有効利用のために、保育所の分園設置も検討することが必要であると考えます。

(5) 家庭福祉員 の利用

事実の概要

家庭福祉員事業は、保育者の居宅で少人数の低年齢児の保育を行う事業及び保育所等が保育者に対し相談・指導を行う等の連携を図る事業である。

主に待機児童の多い自治体において応急的入所待機対策として利用されている。

豊島区においては、平成 11 年度から当該事業が再開されているとのことである。過去 3 年間の家庭福祉員及び延べ保育(受託)児童数の推移は以下のとおりである。

年度	家庭福祉員	保育定員	延べ保育(受託)児童数
平成 11 年度	1 人	2 名	10 人
平成 12 年度	1 人	2 名	23 人
平成 13 年度	2 人	4 名	29 人

需要と供給に地域的な偏在があること及び家庭福祉員の自宅について東京都の基準が厳しいなどの理由で、豊島区においては潜在的な保育需要があるが供給が追いつかないとのことである。

意見

豊島区においても、年度当初である 4 月 1 日現在の待機児童は少ないが、3 月現在の待機児童は 0 歳児及び 1 歳児を中心に合計 183 人いる。(平成 14 年 3 月 1 日時点)

保育需要があるならば供給を満たすべく家庭福祉員の募集に努めることが必要であると考えます。

(6) 保育所施設と他の公共施設との併設

事実の概要

豊島区における保育所と他の施設との併設状況は以下のとおりである。

区立・私立	保育所名	併設施設
区立	駒込第三保育園	都営住宅
	巣鴨第一保育園	老人福祉施設
	西巣鴨第二保育園	区の職員寮
	南大塚保育園	区の職員寮
私立	愛の家保育園	母子福祉施設

また、平成 16 年に南池袋保育園を廃止して私立保育園として開設される保育所は、(財)首都圏不燃建築公社の住宅及び社会福祉法人の介護老人保健施設等との併設が予定されているとのことである。

意見

厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」によれば、平成 12 年 10 月 1 日時点における全国の保育所その他施設併設状況は以下のとおりである。

	併設あり	総数
保育所数	2,153 園	22,199 園

(内訳)

児童福祉施設との併設	596 園
老人福祉施設との併設	552 園
児童館との併設	411 園
幼稚園との併設	181 園
その他社会福祉施設等との併設	164 園
母子福祉施設との併設	72 園
知的障害者援護施設との併設	68 園
介護老人保健施設との併設	44 園
診療所との併設	35 園
病院との併設	28 園
身体障害者更生援護施設との併設	18 園
保護施設との併設	18 園
精神障害者社会復帰施設との併設	10 園
その他	673 園

(注) 内訳にある施設間においても施設の併設があるため、内訳の合計園数 (2,870 園) と併設ありの保育所数 (2,153 園) は異なる。

保育所と病院施設との併設は、保育中に病気になった子供を病院で預かることができるメリットがあると思われる。

保育所と幼稚園との施設の併設にも保育園児に対する教育効果や幼児施設重複の解消などのメリットがあると思われる。豊島区においては、平成 14 年 8 月に「幼稚園と保育所の連携のあり方検討プロジェクトチーム」が設置され、幼保一元化についての検討を開始したとのことである。

また、老人福祉施設との併設は、高齢者の活性化にも役立つと言われている。

豊島区においては、保育所と他の施設との併設が 5 箇所の保育所で行なわれており、また今後も施設の併設が行なわれる予定であるとのことである。

豊島区には保育所に限らず他の施設が多くあるとのことであるから、保育所と他の施設との併設のメリットやデメリットを考慮して、今後も施設の併設を進めていくことが必要と考える。

(7) ベビーホテル等への対応

事実の概要

ベビーホテル等の認可外保育施設には、児童福祉法(昭和 56 年改正)に基づき、東京都が年 1 回の立ち入り調査を実施している。豊島区は当該調査に立ち会っている。更に、平成 13 年の児童福祉法改正では、認可外保育施設に対し、都道府県への届出と毎年あるいは随時の運営状況の報告を義務づけている。

豊島区では、平成 13 年度にベビーホテルで死亡事故が発生した。ベビーホテル等の認可外保育施設への指導監督は東京都の管轄であり、豊島区は直接指導できないが、法改正によって東京都と連携を密にして必要な協力を行い、今後の事故防止に対応しているとのことである。

認可外保育施設のうち認証保育所と保育室は一定の基準に達しており、東京都及び豊島区が補助金を出しているが、ベビーホテル等に対しては東京都も豊島区も何の補助も行っていない。

豊島区は、区立保育所の保育士等の職員を対象に専門研修を実施し、私立保育所、保育室及び認証保育所にも案内し参加を求めているが、ベビーホテル等への案内はしていない。

意見

ベビーホテル等への指導・監督は東京都の業務である。しかし自治体には、劣悪なベビーホテル等を排除する指導・監督機能が期待されると考える。よって、民間の保育所のレベルを上げ死亡事故等を防止するために、以下の施策を採ることも検討の余地があるものとする。

- ・ 財政的援助を行い、認証施設、認可施設への移行を推進する。
- ・ ベビーホテル等に従事する職員に対し、専門性を発展させる研修を実施する。

(8) まとめ

繰り返しになるが、豊島区の0歳から4歳児の人口構成比は東京23区の中で最低である。また、少子高齢化が進む中において児童福祉関係の財政支出額は増加傾向であり、待機児童がいる反面、保育所には多数の欠員がでている状況である。

現在、豊島区の保育所は、施設面でも人員の配置の面でも他区に比して比較的高い水準にあると思われる。財政が許すなら、このような高水準を維持することは望ましいことと考えられるが、財政難の中、ある一定の採算許容ラインを設けるとともに、他の事業との均衡或いは優先度合を考慮して保育所事業を位置付けることが求められる。

同時に、受益者負担、負担の公平性の観点から、負担額を見直す必要もあると考えられる。

さらに、利用者の真のニーズをつかむため、保育所事業全般に対する匿名によるアンケート調査(顧客満足度調査)を保護者に対して行うことは必要不可欠である。

保育に欠ける児童の措置のために自治体中心で保育所を建設し運営する時代は終わったと言っても過言ではない。今後、豊島区に於いても、現在の施設の状況(保育所施設の密集度、欠員、採算等)を分析し、施設の統廃合、売却、幼保一元化等を検討するとともに、民間の活用等の民間との望ましい関わり方を検討する必要があるものとする。

民営化等に伴い、配置転換を行う必要のある人員が生じることが予想されるが、上述の施策を実施する要員、ベビーホテル等の監督要員として活用していくことも考えられる。

5. 監査の結果の総括

上記のとおり、監査の結果に関する記載事項はあるが、保育所事業における財務事務の執行は概ね適正に行われているものと認められた。

以上